

桜川市地域防災計画

【地震災害対策計画編】

令和8年3月

茨城県 桜川市

目 次

【地震災害対策計画編】

1	地震災害対策計画	1
第1章	総 則	3
第1節	防災計画の概要	3
第2節	市の概要	6
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第2章	地震災害予防計画	18
第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	18
1-1	対策に携わる組織の整備	18
1-2	相互応援体制の整備	20
1-3	防災組織等の活動体制の整備	22
1-4	情報通信ネットワークの整備	29
第2節	地震に強いまちづくり	32
2-1	都市防災化計画	32
2-2	地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画	34
2-3	土木施設の防災対策の推進	36
2-4	ライフライン施設の耐震化の推進	38
2-5	地盤土砂災害等予防計画	40
2-6	危険物等災害予防計画	45
第3節	地震被害軽減への備え	48
3-1	緊急輸送道路の確保整備計画	48
3-2	消火活動、救助・救急活動への備え	50
3-3	医療救護活動への備え	54
3-4	被災者支援のための備え	56
3-5	避難対策計画	59
3-6	要配慮者対策計画	64
3-7	帰宅困難者対策計画	70
3-8	地域の孤立対策計画	71
3-9	燃料不足への備え	73
3-10	文化財災害予防計画	74
3-11	複合災害対策	75
第4節	防災教育・訓練	76
4-1	防災知識の普及啓発に関する計画	76
4-2	防災訓練計画	82
4-3	文教計画	85
4-4	災害に関する調査研究	87

第3章 地震災害応急対策計画	89
第1節 初動対応	89
1-1 組織計画	89
1-2 動員計画	103
第2節 災害情報の収集・伝達	106
2-1 地震情報等	106
2-2 災害情報の収集・伝達計画	114
2-3 通信計画	119
2-4 広報計画	124
第3節 応援・受援	129
3-1 自衛隊の災害派遣要請計画	129
3-2 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行	133
3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画	137
3-4 他市町村被災時の応援	140
第4節 被害軽減対策	141
4-1 災害警備計画	141
4-2 避難計画	142
4-3 輸送計画	154
4-4 消防計画	161
4-5 水防計画	169
4-6 交通計画	170
4-7 労務供給計画	175
4-8 地域の孤立対策計画	177
4-9 医療・助産計画	179
4-10 危険物等災害防止対策計画	183
4-11 燃料対策計画	185
第5節 被災者生活支援	187
5-1 被災者の把握	187
5-2 避難生活の確保、健康管理	189
5-3 ボランティア団体等支援計画	194
5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	197
5-5 生活救援物資の供給	200
5-6 要配慮者安全確保対策計画	207
5-7 文教対策計画	211
5-8 帰宅困難者対策計画	215
5-9 義援物資対策	217
5-10 愛玩動物の保護対策	218
第6節 救助法の適用	219
第7節 応急復旧・事後処理	222
7-1 建築物の応急復旧	222
7-2 土木施設の応急復旧	225
7-3 ライフライン施設の応急復旧	228

7-4	災害廃棄物の処理	234
7-5	防疫計画	237
7-6	障害物の除去計画	239
7-7	行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画	240
第4章	震災復旧・復興計画	242
第1節	被災者の生活の安定化	242
1-1	義援金品の募集及び配分	242
1-2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	243
1-3	租税、公共料金等の特例措置	249
1-4	雇用対策	250
1-5	住宅建設の促進	251
1-6	被災者生活再建支援法の適用	252
1-7	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	255
第2節	被災施設の復旧	257
第3節	激甚災害の指定	260
第4節	復興計画の作成	263

1 地震災害対策計画

第1章 総則

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、桜川市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、災害による被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、計画を上回る災害が発生しても、その効果を粘り強く発揮できるように、次の事項を定め、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限にとどめることを目的とする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく、桜川市国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、本市の「桜川市総合計画」や「地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の国土強靱化関連部分の指針となるものとされている。

このため、国土強靱化に関する部分については、市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

【計画の基本事項】

- 1 市・県及び市域の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害防除に関する計画
 - (3) 被災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画
 - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2 計画の構成

本計画は、「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」及び「資料編」により構成される。

第3 計画の基本方針

本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県及び防災関係機関並びに市民の処理分担すべき事務、業務などを明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

本計画の基本方針は、次のとおりである。

基本方針

- ①国・県の調査資料等により把握された桜川市の災害特性と過去被災した経験を十分踏まえ、地震の被害想定や大規模災害を想定した防災対策の確立を図る。
- ②計画の目的に掲げた「減災」の考え方を基本として、災害の予防、発災時の応急対策や防災拠点の充実及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
- ③各対策項目に関し担当部、必要な措置、優先順位並びに連携の基本方針を明示する。
- ④「自らの身の安全は自らが守る」の観点から、市民・事務所の役割を明示し、「自助・共助・公助」の推進と相互連携による体制を構築する。
- ⑤計画の策定は、防災機関の職員並びに担当部、その他多様な主体の参画に努める。

また、本計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のとおり定める。

基本目標

- ①地震災害・風水害等に備えた整備と強化
- ②市の機構体制を考慮した情報伝達及び避難誘導體制の整備
- ③防災拠点における機能・規模の見直しと適正な配置及び備蓄対策の検討
- ④安全避難のための環境整備
- ⑤市民・職員の災害時行動力の強化
- ⑥共助（自主防災組織、地区防災組織等）の連携活動の展開
- ⑦市民参加型・地元企業・団体参加等の防災訓練等の実施
- ⑧要配慮者の安全確保対策の確立
- ⑨役割分担・連携方法・実施手順の明確化
- ⑩応援・ボランティア受入れ体制の確立

第4 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

従って、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては

その都度)までに、計画の修正案を桜川市防災会議(以下「市防災会議」という。)に提出する。

第5 他の計画との関係

本計画は、本市域に係る地震災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する県計画、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、県の職員、市域の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行する。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

第7 複合災害への配慮

1 複合災害への備えの充実

複合災害の発生可能性を認識し、本計画等を見直し、備えを充実する。

2 要員・資機材投入の対応計画の整備

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練の実施に努める。また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、実動訓練の実施に努める。

第1 自然条件

1 位置の概要

本市は、首都圏から約70km圏内、県の中西部に位置し、2005年10月1日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、真壁郡大和村が合併し誕生した。

市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖等、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

2 地形

市の総面積は180.06km²であり、市の北部地域では、北に高峯(520m)、富谷山(365m)、東に200～300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。

周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。

市の中央部から南東部にかけては、雨引山(409m)、加波山(709m)、足尾山(627m)等の筑波山塊が連なっている。これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に到っており、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。

桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高50m前後の低丘陵の形状をなしている。

3 地質

市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。

丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。

低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、液状化しやすい土壌地帯となっている。

第2 社会条件

1 土地利用

市の地目別土地利用状況は、山林が全体の35.0%、次いで田が17.1%、畑が14.0%で農地が全体の31.1%を占めている。

また、本市域の宅地は16.05km²で、総面積の8.9%の構成となっている。

地目別面積の構成表

令和7年1月1日現在

(km ²)	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	180.06	30.87	25.26	16.05	1.36	63.03	1.06	9.39	33.04

資料：税務課

2 人口・世帯の推移

本市の人口は39,122人（令和2年国勢調査）で、平成2年時に比べ12,758人の減少となっている。世帯数は13,453世帯（令和2年国勢調査）で、平成2年度に比べ724世帯の増加となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成2年の10,138人（19.5%）から令和2年には3,985人（10.2%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。また、生産年齢人口（15～64歳）は平成2年の33,735人（65.0%）から令和2年の21,579人（55.2%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

高齢者人口（65歳以上）は平成2年の8,007人（15.4%）から令和2年の13,423人（34.3%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

人口・世帯数の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
総人口（人）		51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632	39,122	
世帯数（世帯）		12,729	13,253	13,431	13,617	13,632	13,585	13,453	
世帯当たり人員（人/世帯）		4.08	3.92	3.75	3.55	3.35	3.14	2.91	
年齢 構成	0～14歳 人口	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808	4,892	3,985
		%	19.5	17.4	15.5	14.0	12.7	11.5	10.2
	15～64歳 人口	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064	25,106	21,579
		%	65.0	64.1	63.0	62.2	61.4	58.9	55.2
	65歳以上 人口	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788	12,592	13,423
		%	15.4	18.5	21.4	23.8	25.8	29.6	34.3
	計	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632	39,122
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（国勢調査）

第3 過去の地震災害

本市における主な地震災害等の履歴は、次のとおりである。

本市における主な地震災害等の履歴

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯：N 東経：E	マグニ チュード	被害摘要
1923.9.1 関東大震災 (大正12.9.1)	N 35° 19.8' E 139° 08.1'	7.9	関東大震災で全壊128,266、半壊126,233、焼失477,128、津波による流出868、死者99,331、負傷103,733の被害があった。茨城県の関係では、死者5名、負傷者40名、全潰棟数517、半潰棟数681であった。
2011.3.11 東日本大震災 (平成23.3.11)	N 36° 06' E 142° 52'	9.0	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震。8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。桜川市では、震度6弱を観測。軽傷者6名。市内各所で屋根瓦・壁・塀などの崩落、道路の亀裂や陥没が発生。

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯：N 東経：E	マグニ チュード	被害摘要
2011.4.16 (平成23.4.16)	N 36° 20' E 139° 56'	5.9	鉾田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1名。
2011.7.31 (平成23.7.31)	N 36° 54' E 141° 13'	6.5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1名、物的被害無し。
2012.12.7 (平成24.12.7)	N 38° 01' E 143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表。
2021.2.13 (令和3.2.13)	N 37° 43' E 141° 41'	7.3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。

出典：茨城県地域防災計画、「2011年3月11日 東日本大震災」は、「広報さくらがわ2011年6月11日」から抜粋

『資料編 県内の地震災害の履歴』

第4 想定地震と被害想定

平成28年9月から平成30年12月に実施した茨城県地震被害想定調査による結果報告に基づき、予測される被害量を整理し、本計画における災害予防計画、災害応急計画、復旧・復興計画等の基礎資料とする。

1 本県に被害をもたらす可能性のある地震

(1) 茨城県地震被害想定

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震を設定した。

なお、想定地震の震源位置、規模等はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識を持つことが重要である。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の見点	地震動評価法	参考モデル	桜川市の想定震度
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)	6弱
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3				6弱
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会 審査会合資料など	4
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0				5弱

No	地震名	地震規模	想定 の 観点	地震動評価法	参考モデル	桜川市の想定震度
5	太平洋プレート内の地震（北部） （太平洋プレート（北部））	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会 長期評価部会 での議論	6弱
6	太平洋プレート内の地震（南部） （太平洋プレート（南部））	Mw7.5				6弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 （茨城県沖～房総半島沖）	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)	5強

注1：Mwは、モーメントマグニチュード

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

（2）首都直下地震

市を含む県内の29市8町2村は、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

（3）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

市を含む県内の30市8町2村は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本計画地震災害対策計画編に含まれるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

2 茨城県地震被害の想定するシーン

被害想定は想定される被害が異なる3種類のシーン（季節・時刻）を設定して行った。

想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

3 茨城県地震被害想定

本市において最大の被害が予測される想定地震とシーンは「茨城県南部の地震（茨城県南部）」、「冬・深夜」である。

なお、集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。

建物被害（全壊・半壊棟数（単位：棟））

液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
*	3	1	133	0	0	5	7	137

*：わずか、0：被害なし

人的被害（死者・負傷者・重傷者（単位：人）（重傷者数は負傷者数の内数である））

	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
		うち屋内 収容物等				
死者	*	*	0	*	*	*
負傷者	19	17	0	*	*	19
重傷者	3	3	0	*	*	3

*：わずか、0：被害なし

電力被害

被災直後		被災1日後		被災3日後		被災1週間後	
停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
19,653	0.83	10,003	0.42	78	*	0	—

【停電軒数】0：被害なし 【停電率】*：わずか、—：停電なし

上水道被害

被災直後		被災1日後		被災3日後		被災1週間後	
断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
32,797	0.84	18,459	0.47	1,739	0.04	52	*

【断水率】*：わずか、—：断水なし

下水道被害

被災直後		被災1日後		被災3日後		被災1週間後	
機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
5,600	0.83	2,850	0.42	0	—	0	—

【機能支障人口】0：被害なし 【機能支障率】—：機能支障なし

通信被害（固定電話）

被災直後		被災1日後		被災3日後		被災1週間後	
不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
5,832	0.83	2,968	0.42	23	*	*	*

【不通回線数】*：わずか 【不通回線率】*：わずか

※ 通信については、回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は含まれていない。

通信被害（携帯電話）

被災直後		被災1日後		被災3日後		被災1週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
*	—	42	B	*	—	*	—

【停波基地局率】*：わずか、0：被害なし

【不通ランク】A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、

C：ややつながりにくい、—：不通なし

※ 通信については、回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は含まれていない。

避難者（単位：人）

被災当日			被災1週間後			被災1か月後		
総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外
1,672	1,003	669	468	234	234	80	24	56

災害廃棄物（単位：トン）

可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	合計
267	1,185	2,052	115	100	3,719

市・県及び市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の市域に係る防災に協力するものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
市		(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防除と拡大防止 (5) 救助、防疫等災者の救助、保護 (6) 災害復旧資材の確保 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員、雇上 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
県		(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等災者の救助・保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
指定地方行政機関	関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること (5) 警察通信の確保及び統制に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと (2) 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に 関すること (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策 用移動電源車等の貸し出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の 開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口 頭等により許認可を行う特例措置の実施 (臨機の措置) に関する こと (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関 すること
	関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害査定立会に関すること (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること (3) 地方公共団体に対する融資に関すること (4) 国有財産の管理処分に関すること
	関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること
	茨城労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 災害時における賃金の支払いに関すること (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること (4) 労災保険給付に関すること (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する こと
	関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又 は指導に関すること (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工 作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること (4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること (6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害 の防除に関すること (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸し出し及び動員 に関すること (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること
	関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の保安林、保安施設 (治山施設) 等の維持、造成に関 すること (2) 災害復旧用材 (国有林材) の供給に関すること
	関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に 関すること (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
	関東東北産業 保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の 保全に関すること (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事 (2) 公共施設等の整備に関する事 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事 (7) 災害時における応急工事等に関する事 (8) 災害復旧工事の施工に関する事 (9) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事 (10) 大規模自然災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣 (11) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣 (12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
	関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事
	東京航空局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
	関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視
	東京管区气象台 (水戸地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
自衛隊	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 (2) 災害派遣計画の作成に関する事 (3) 県計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事 (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事 (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事
指定 公共 機関	日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事 (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事
	日本銀行 (水戸事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事 (2) 金融機関間の資金決済の円滑の確保に関する事 (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事 (5) 上記各業務にかかる広報に関する事

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること (4) 義援金品の募集配布に関すること
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること
東日本高速道路株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること
独立行政法人 水資源機構 (利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所)	(1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の改築に関すること (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力 (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等) (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援(事故拡大防止、汚染拡大防止等) (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
日本原子力発電株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等に関すること
東日本旅客鉄道株式会社(水戸支社) 日本貨物鉄道株式会社(水戸営業支店)	(1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
NTT東日本株式会社 (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社 (茨城総支社) (下館支社) 株式会社JERA	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
株式会社NTTドコモ (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
茨城県土地改良事業団体連合会	各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関する事
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 (2) 生活福祉資金の貸付に関する事
医療関係団体 (一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会)	災害時における応急医療活動に関する事
水防管理団体	(1) 水防施設資材の整備に関する事 (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事 (3) 水防活動に関する事
指定地方公共機関 運輸機関 (茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会)	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事
ガス事業者	(1) ガス施設の安全、保全に関する事 (2) 災害時におけるガスの供給に関する事 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事
一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関する事 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事 (3) 高圧ガスの供給に関する事 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
報道機関 (株式会社茨城新聞社、株式会社 LuckyFM 茨城放送)	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	筑西広域市町村圏事務組合消防本部 (桜川消防署) (真壁分署)	(1) 消防力等の整備に関する事 (2) 防災のための調査に関する事 (3) 防災教育訓練に関する事 (4) 災害の予防・警戒及び防ぎよに関する事 (5) 災害時の避難・救助及び救急に関する事 (6) その他災害対策に関する事
	農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体	(1) 被害調査に関する事 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事
	真壁医師会 (茨城県医師会)	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	一般診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
	桜川市社会福祉協議会	(1) ボランティア活動体制の整備に関する事項 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事項
	その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧の実施

第2章 地震災害予防計画

1-1 対策に携わる組織の整備

■基本事項

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

■対策

第1 防災体制の整備

1 市の防災体制の整備

市は、災対法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市計画を作成し、対策推進を行う。

また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むものとする。

2 防災関係機関の防災体制の整備

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県等との連携を密にする。

第2 活動体制の整備

1 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

2 防災関係機関の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・

任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図るものとする。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

第3 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策を計画的に推進するため、県が策定する地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画に基づき、これに定められた事項の着実な推進を図るものとする。

1-2 相互応援体制の整備

■基本事項

市及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

■対策

第1 応援要請・受入体制の整備

1 市町村間の相互応援

(1) 協定の締結

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、今後県外の市町村等との間においても「災害時相互応援協定」を締結する等、大規模災害発生時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援体制の確立を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、他市町村からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

なお、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援マニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

その際、応援部隊の執務場所、宿泊場所等の確保に努める。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(4) 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時において応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。この

ため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

2 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置を講じ、かつ日常業務に支障を来さないよう、庁内体制を整備し、職員への周知を図る。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

なお、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。

第2 消防機関の相互応援

大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む。）の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害（その後の復旧・復興対策を含む。）に適切に対応できるよう、県内の広域消防相互間の応援協定及び県下の市町村消防における相互応援協定の締結・更新、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、並びに応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の強化を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

第3 民間団体等に対する応援、協力

災害（その後の復旧・復興対策を含む。）が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力について体制の確立と強化を図る。

その際、民間企業等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間企業の管理する施設を把握しておく等、民間企業等のノウハウや能力等の活用を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

1-3 防災組織等の活動体制の整備

■基本事項

大規模な地震災害が発生した場合には、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに、連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識し、その対策への取組を推進する必要がある、住民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

災害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できる桜川市防災安全士の養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

■対策

第1 自主防災組織の整備と育成

地震災害に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また、既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

このため市は、災害時に消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに、育成強化を図る。

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

行政区を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置くものとする。

2 自主防災組織の自主防災計画の作成と活動

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目により誰もが理解できる自主防災計画を作成し、指導する。

平常時の活動	非常時の活動
ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成	ア 初期消火の実施
イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等	イ 情報の収集・伝達
ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施	ウ 救出・救護の実施及び協力
エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等	エ 集団避難の実施
	オ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
	カ 要配慮者の安全確保等

平常時の活動	非常時の活動
オ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	

3 自主防災組織の育成支援等

(1) 自主防災組織育成・活性化の支援

市及び県では、自主防災組織を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施するとともに、リーダー養成（防災まちづくりリーダー）のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努める。

その際、要配慮者の参画の促進に努めるとともに、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(2) 住民主体の地域コミュニティにおける防災活動

市は、地域コミュニティを住民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等の支援に努める。

(3) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難指示等の伝達、被災状況の収集及び防災関係機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出・救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災関係機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所、避難所、福祉避難所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、要配慮者の把握、地域の危険箇所の点検・把握等	避難場所、避難所、福祉避難所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、要配慮者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、給水及び救援物資の配分の協力

4 協力体制の整備

- (1) 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の整備に努める。
- (2) 市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成に努める。
- (3) 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化に努める。

5 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と消防団、自衛消防組織は、平常時及び災害時において協力体制を図るよう努める。

市は、自主防災組織と自衛消防組織との平常時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

第2 事業所防災体制の強化

1 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

2 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第3 ボランティア組織の育成・連携

近年の大規模災害においては、行政や防災関係機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目され、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、市では、大規模災害時におけるボランティア活動が、効果的に活かされるよう、平常時からボランティア組織の育成・連携及び受入体制の整備に努める。

1 災害ボランティアの定義

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持ち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）に区分される。

ボランティアの種類

区分	活動内容	養成・登録の有無
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し

2 一般ボランティアの担当窓口の設置

県社会福祉協議会と市社会福祉協議会は、連携して災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」を設置することとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

3 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結するなど、災害時の協力体制強化を図るものとする。

4 一般ボランティアの登録等

(1) コーディネート機能の強化

市社会福祉協議会は、災害時「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

ア 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整

イ アに基づくボランティアの紹介

ウ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(2) 一般ボランティアの登録情報

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の作成する一般ボランティアの登録リストの登録情報の共有化を図る。

5 災害ボランティア団体との連携

(1) 近隣のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

(2) ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (3) 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

6 災害ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

(1) ボランティア活動の普及啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対してボランティア活動の普及啓発を図るとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

(4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

第4 企業防災の促進

災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした事業継続計画（BCP）の作成の促進を図る。

また、各企業における防災力を高めるために、事業所の耐震耐火対応、防災体制の整備、対応マニュアル作成、計画に基づく防災訓練の実施等、企業の防災活動の推進に努める。

1 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

(1) 企業の取組

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震

化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（2）企業への指導・助言

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、市及び商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

2 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

1 地区防災計画の作成

防災対策を強化していくためには、住民参加の促進や多世代連携を通じた住民主体の防災環境づくりが重要になる。そのため、市では学校区ごとに地区防災計画の作成を推進しており、現在18学校区のうち14学校区で作成し、防災知識の啓発や防災リーダーの育成、備蓄倉庫の整備等を実施している。

1 地震災害対策計画

第2章 地震災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

2 地区防災計画の本計画への位置付け

地区防災計画を作成した住民等は、市防災会議に提案することができる。

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

『資料編 地区計画策定小学校区』

1-4 情報通信ネットワークの整備

■基本事項

市は、災害が発生した場合、災害応急措置の実施に必要な通信を行うため、筑西土木事務所・桜川警察署・東京電力が設置する通信設備の使用について平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

また、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとり、それぞれ協定を締結し非常事態に備えておく。

■対策

第1 災害通信施設の整備

災害時の通信連絡体制の強化、民間無線施設の利用、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備等を推進し、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

1 災害通信施設の利用

(1) 防災通信システム

防災行政無線により、災害防止に万全を期す。

(2) 消防本部と綿密な連絡をとり、災害防止に万全を期す。

(3) アマチュア無線局利用について協力を求める。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムとの連絡

県が整備した茨城県防災情報ネットワークシステムを用い情報収集伝達の迅速、的確な運用を図る。

(1) 防災情報システムの概要

防災情報システムとは、衛星無線回線・地上無線回線・NTT専用回線で構成される通信ネットワーク基盤を利用して、本市と県の防災関係機関が災害対策に必要な情報のやりとりを行うことをいう。また、防災情報システムでは、非常用電源のバックアップがなされている。

ア 防災センターに設置される災害対策本部での情報収集、管理を一元的に行い、迅速な意思決定を支援する。

イ 災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、地方総合事務所、土木事務所、市並びに消防本部などで行うことができる。

(2) システムの構成

ア 防災電話（主に地上回線経由）とFAX（主に衛星回線経由）

イ 動画像受信装置

(3) 防災端末（パソコン、プリンタ）

3 多様なネットワークの構築

災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

4 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭に、市防災行政無線のデジタル化を実施している。

また、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

いばらき消防指令センターと県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。

(3) 災害時の優先通信

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

5 非常通信体制の整備強化

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) その他通信網の整備

携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む。）、アマチュア無線、インターネットメール、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備の維持・管理に努める。

(4) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すことを検討する。

(5) 停電時の電源確保

無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し防災減災体制を強化する。

6 大容量データ処理への対応

災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第2 地域住民等に対する通信手段の整備

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 音と文字による多様な情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、桜川市情報メール一斉配信サービス、市ホームページ、緊急速報メール、市公式SNS（X（旧Twitter）、LINE、Facebook）（以下「市公式SNS」という。）、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

また、市防災行政無線に関しては、音達調査をしながら、市内全域で放送内容を聞き取れるよう、対策に努める。

3 要配慮者への配慮

各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、視覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

4 住民への情報収集方法の啓発

市ホームページや、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等により提供する情報を住民が速やかに収集できるよう、情報収集方法の広報・啓発に努める。また、必要に応じて、各地で講習会の開催等も検討する。

5 孤立想定地区の通信手段の確保

災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、防災課を担当窓口とし、防災訓練等を通じて近隣アマチュア無線クラブ等と連携を図り、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアの確保を図る。

2-1 都市防災化計画

■基本事項

市民の生命、身体及び財産の保護は、都市が備えるべき最も根幹的機能の一つであり、都市防災の推進は、行政が担うべき最も基本的施策の一つである。

都市防災の推進に当たっては、平時こそ「いつか必ずこのまちでも災害が起こる」という危機意識をもち、各種防災対策を計画的かつ総合的に対策を講じていく必要がある。

■対策

第1 防災空間の確保

1 都市公園、緑地の整備の推進

市は、市街地における大規模な地震災害及びこれに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所や救護活動拠点、火災延焼防止帯などとして有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地について優先的に維持する。

2 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

3 消防活動空間確保のための街路整備の推進

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

4 物資拠点の指定

災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

第2 オープンスペース等の整備

道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

避難の拠点となる場所については、避難収容人数に応じ、3日分（1日3リットル/人）の飲料水供給を前提とした整備を進める。また、避難者用トイレ等一時的な避難の際に要する生活設備の整備に努める。

第3 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進する。

第4 宅地開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、ブロック塀の強化、住宅の難燃化対策等の防災性を高める施策の推進に加え、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備に配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第5 建築物の防災対策

1 耐震性建築物の建築促進

建造物の倒壊による被害を軽減するために、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進等を通じた耐震性建築物の建築の促進を図る。

2 公共施設の不燃性及び耐震性建築物の促進対策

学校や体育館等の避難所となる公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の住民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合の施設の安全を確保し、住民の安全確保に努める。

3 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断マニュアルの作成

県は、既存の耐震診断基準等の有効的な活用を図るため、耐震診断技術マニュアル（木造編、鉄骨造編、鉄筋コンクリート造編）を整備し、県内の建築士による耐震診断の促進を図る。

(2) 耐震診断を行う建築技術者の養成

県は、(1)による建築士を養成する講習会を開催する。

ア 木造 平成7年度より講習会開催

イ 非木造 平成8年度より講習会開催

(3) 広報活動等

市は県と連携し、建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

(4) 所有者等への指導等

市は県と連携し、特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(5) 住宅の耐震化の促進

市は県と連携し、地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

2-2 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画

■基本事項

地震災害に対する防災の観点から、施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施し、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

■対策

第1 防災拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

1 防災拠点等の整備

市庁舎は市民の安全を守る防災拠点として、耐震基準を満たし、大規模災害時でも72時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受け入れが可能な新庁舎を整備する。

2 物資拠点の指定

市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておく。

第2 建築物、構造物等の耐震化

本節2-1「都市防災化計画」に基づき、調査・検討を行い、随時整備に努める。

第3 主要避難路の整備

避難場所、避難所、福祉避難所への道路の通行を確保するため、早急な主要避難路の指定に努める。

第4 避難場所、避難所、福祉避難所の整備

災害時の利用状況を考慮し、避難場所、避難所、福祉避難所の適正配置と充実に努め、住民が安全に避難できるよう所在地の周知徹底を図るとともに、必要な案内看板等の設置を進める。

また、女性や乳幼児、要配慮者の利用に配慮した設備の充実に努める。

第5 防災行政無線の整備

住民への警報及び災害情報の周知については、防災行政無線が重要な周知方法となるため、デジタル化による再整備を進める。

第6 文化財施設の保護

市、国、県及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽

等)の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する。

2-3 土木施設の防災対策の推進

道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら公共土木施設について、災害に備えて事前の予防措置及び適正な維持補修を実施するものとする。また、施設ごとに被害を最小限にとどめるために耐震性の強化に努めるものとする。

第1 道路施設対策

1 道路及び橋梁の危険箇所の調査

市は、定期的にパトロールを行い、危険箇所の調査、把握に努める。

(1) 道路

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については、必要な維持補修を行い、幅員が狭く自動車等の通行不能な道路や通行が危険な箇所については、公益性などの優先順位を考慮し、改良するよう努める。

(2) 橋梁

5年に1度の橋梁定期点検のほか、日頃から橋梁の老朽度を把握し、上流の浮遊物、ごみ等が堆積しないよう維持管理に努める。

2 道路ネットワークの確保

- (1) 市内の緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩の整備や歩道等の拡幅を行い、円滑な道路交通の確保に努める。
- (2) 市内の防災拠点間を結ぶ道路や避難路の整備を推進する。
- (3) 市内の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。
- (5) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

第2 鉄道施設対策

線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を実施するとともに、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進するものとする。

第3 農業用ため池、ダム対策

1 農業用ため池

市は、受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の整理を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ県に支援を要請し、耐震対策を進める。

『資料編 防災重点農業用ため池一覧』

2 ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令等に準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、ダムごとに地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理の安全性をより期するものとする。

2-4 ライフライン施設の耐震化の推進

上下水道、電力、電話等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講ずることはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに災害対策を考慮した設計指針に基づき、対策の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

第1 上水道施設対策

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

1 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

2 老朽管の更新

老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

3 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

4 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

第2 下水道施設対策

1 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(2) 耐震補強工事

桜川市上下水道耐震化計画等に基づき、耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震化の具体例

- ア 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- イ 地盤改良等による液状化対策の実施

2 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第3 電力施設対策

電力事業者は、過去の災害の記録を基に、設備ごとに科学的な分析に基づいた安全対策を考慮した設計方針を定め施工を行うものとする。

第4 電話施設対策

電気通信事業者は、災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施するものとする。

第5 廃棄物処理施設対策

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

2-5 地盤土砂災害等予防計画

■基本事項

地盤土砂災害等による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

■対策

第1 地盤災害危険度の把握

市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

第2 土地利用の適正化の誘導

市は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

1 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市域の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、その適正化を誘導する。

2 土砂災害特別警戒区域等の周知の徹底と砂防法、土砂災害防止法等の適切な運用

防災マップの作成等により土砂災害特別警戒区域等の周知を図るとともに、砂防法、土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

第3 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定し、警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域を土砂災害特別警戒区域として指定を進めている。

『資料編 土砂災害警戒区域等指定箇所』

2 警戒避難体制の整備

(1) 市は、警戒区域については、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知を図る。

ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項

(ア) 防災行政無線、広報車、市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS、緊急速報メール等による広報

(イ) 消防団による市内巡回

(ウ) 自主防災組織を活用した戸別伝達

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(2) 市は、上記(1)の事項について住民に周知するため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

(3) 市は、避難指示等を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県の協力を得つつ、土砂災害等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(4) 市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第4 かけ崩れ対策

急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する。

また、情報・警報等の収集、伝達方法を整備し、かつ、避難に関する方法・場所等を定める。市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

『資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所』

『資料編 土砂災害警戒区域等指定箇所』

危険度の高いがけ

1. クラックのあるがけ
 2. 表土の厚いがけ
 3. オーバーハングしているがけ
 4. 浮石の多いがけ
 5. 割れ目の多い基岩からなるがけ
 6. 湧水のあるがけ
 7. 表流水の集中するがけ
 8. 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- ※集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

第5 地すべり対策

土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県等の協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

地すべりの前兆

1. 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 2. 凹地ができたり、湿地が生じる。
 3. 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
 4. 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 5. 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
 6. 樹木、電柱、墓石等が傾く。
 7. 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- ※集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

『資料編 土砂災害警戒区域等指定箇所』

第6 土石流対策

土石流の発生が想定される溪流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備しておく。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難場所、避難所、福祉避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全に努める。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起こりやすい状況での土砂災害防止策について、岩瀬地区、真壁地区、大和地区の状況に応じた計画を検討する。警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

『資料編 土砂災害警戒区域等指定箇所』

『資料編 砂防指定地』

第7 山地災害対策

災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、危険地区に係る地域の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制の確立を図り人的災害の防止に努める。

『資料編 山地災害危険地区』

第8 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に関する災害の防止は、都市計画法、建築基準法等にそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の手続を通じて行う。なお、危険が確認された盛土については、庁内体制を整備した上で、関係法令に基づき速やかに是正指導を行う。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第9 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、一定規模以上の地下水採取を規制することにより、地盤沈下の防止を図る。

第10 液状化防止対策等の推進

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

また、市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

第11 土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

市は、この情報を元にして、各種対応を行う。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準が引き下げられることがある。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位としている。

2 発表及び解除

【発表】

大雨警報（土砂災害）発表中に、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。

【解除】

実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時。

大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準

市町村名	土壌雨量指数（最低値）新基準（R7. 5. 29 運用開始）	
	警報基準	注意報基準
桜川市	128	88

3 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報・特別警報と同じ関係機関及び市へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、国（国土交通省）の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、市は、県、水戸地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等や住民からの情報提供及び現地パトロール等で、土砂災害のおそれがあると判断した場合は、避難指示等を実施する。その際は、住民代表への連絡や防災行政無線、広報車、市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等を利用し、避難指示等の周知を図る。避難路についても、土砂災害警戒区域等を参考に区域ごとに事前に住民へ周知するよう努める。

なお、県は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、本計画や避難指示等の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

2-6 危険物等災害予防計画

■基本事項

災害による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

■対策

第1 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は県及び消防本部と連携し、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

1 施設の保全及び耐震化

危険物施設の関係者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

2 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

3 保安確保の指導

市は県及び消防本部と連携し、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、危険物施設の関係者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

4 自主防災体制の確立

危険物施設の関係者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

『資料編 危険物製造所等の現況』

第2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

市は県及び消防本部と連携し、高圧ガス設備、液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効率的に予防対策を推進するため、県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携をし、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

(1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用・液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(3) 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

(4) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が、地震時に液化石油ガス消費設備の災害発生状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図るよう促す。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ア 火薬類取扱保安責任者の講習を実施し、保安意識の高揚を図るよう促す。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が市内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

『資料編 火薬等取締対象施設の現況』

第3 毒劇物取扱施設の予防対策

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(1) 登録施設に対する指導

市は消防本部と連携し、県に、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務付けられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求め、併せて危害防止規定の整備を指導するよう要請するものとする。

(2) 登録外施設に対する指導

市は消防本部と連携し、県に、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対しても、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導するよう要請する。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 毒物又は劇物による危害を防止するため、次の事項について危害防止規定を整備する。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

(2) 防災訓練の実施

上記オに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

3 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第4 放射線使用施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止に努める。

3-1 緊急輸送道路の確保整備計画

■基本事項

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備していくものとする。

■対策

第1 緊急輸送道路の指定

1 県指定緊急輸送道路

県は、災害時に輸送道路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての第1次輸送確保路線、及び防災活動の重要拠点施設である市役所等の主要な拠点と接続する幹線道路としての第2次輸送確保路線、第1次、第2次輸送確保路線を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次輸送確保路線を指定している。

また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に努める。

市内における緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

『資料編 緊急輸送ネットワーク』

2 市における輸送路の確保

市においては、県指定の第2次、第3次輸送確保路線につながり、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路、並びに災害対策本部を設置する市役所大和庁舎と岩瀬・真壁のそれぞれの庁舎を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図る。

3 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

市内における異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は、資料編のとおりである。

『資料編 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間』

第2 緊急輸送体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

2 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備する。

(2) 仕分けに関する協定

大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、物流・輸送関係の企業との災害協定締結について検討する。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 復旧体制の整備

他の道路管理者と連携を図り、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

5 臨時ヘリポートの整備

臨時ヘリポートとして指定された場所を災害時に有効に利用し得るよう整備に努める。

6 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

市及び県は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、市役所、学校等）に、施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

3-2 消火活動、救助・救急活動への備え

■基本事項

災害による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

■対策

第1 出火防止、初期消火体制の確立

住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震火災の未然防止を図る。

1 火災予防の徹底

市は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防広報を各種研修会等により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけ等、種々の広報を行い火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱方法について指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭に対する指導

市内の住民が参加できるよう全区域に対して「防災指導」を展開し、火災や地震のおそろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施する。また、火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚に努める。

- ア 災害発生時における応急措置の要領
- イ 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底
- ウ 避難、誘導體制の確立
- エ 終業時における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成指導

(3) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び県は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

(4) 電気器具からの出火の予防

市及び県は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグ

を抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(5) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(6) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市及び消防本部は、その旨を周知指導する。

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、地震災害時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と相まって、自主防災組織、事業者及び要配慮者も含めた住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する、知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

婦人防火クラブ等、要配慮者の支援に配慮した民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

3 防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいため、市は、防災関係機関と連携して、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導の徹底を行い、当該対象物における防火管理体制の推進を図る。

第2 消防力の整備強化

市は、地震火災の特性に対処しうる消防力を確保するため、消防力の整備強化に努める。

1 防災教育訓練

社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑化している。災害の種別に応じた防御訓練計画をたて、消防団員に習熟させ、技能の向上を図る。

2 災害予防、警戒及び防御計画

火災、地震等の災害の予防警戒及び災害発生時における防御活動、災害種別に応じた活動要領、消防団員の非常招集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図る。

3 災害時の避難、救護及び救助

震災時には、火災等の二次的災害から住民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるので、避難指示等の伝達、避難誘導、避難路等の防御活動計画を定めておくものとする。

また、避難指示等、避難の誘導等は平素から地域に密着した防災活動を行う。住民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、要配慮者の避難誘導については消防団を中心とした自主防災組織との協力体制を定めておくものとする。

4 情報収集伝達、広報活動

震災時の地震情報の伝達及び広報は、住民に漏れなく伝達する必要がある。地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ、各関係機関との情報連絡体制を十分に整え、災害の発生状況や被害状況の情報収集を行う。

5 消防活動困難地域の整備

住宅の密集、消防水利の不足、進入路が狭隘な地域等は、災害が発生すれば現場到着が遅れ救護等に支障がでるおそれがあるため、常に迅速、適切な消防活動体制を確立できるよう、整備を図る。

6 消防団活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、日本郵便株式会社の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図り活動体制の強化に努める。

また、人口減少や社会情勢等の変化により、本市消防団においても消防団員の確保が困難になりつつあるため、桜川市消防団組織再編計画（令和7年2月）に基づき、本市消防団が、今後も続く社会情勢の変化の中であっても、地域防災力の低下を招かぬよう、また、多発・複雑化する自然災害にも柔軟に対応できるよう、かつ団員の負担軽減が図れるよう、消防団の新たな組織体制の構築を図るものとする。

7 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保するため、充実強化を図る。

8 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、ため池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性防火貯水槽等を計画的に設置し、平常時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険なため、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性防火貯水槽の設置促進に努める。

9 消防通信施設の整備

防災関係機関は、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災関係機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図る。

10 救急体制の確立

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平常時から医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

- (1) 救急病院等の受入体制の整備
- (2) 救急隊の装備、人員の充実

11 救助装備の整備・高度化

災害の多様化、複雑化、大規模化等により、人命の危険はますます増大し、迅速、的確な救助が必要となってきている。このような事態に対処するため、高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図る。

第3 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市は地域の取組を推進するとともに、支援する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言に当たるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

3-3 医療救護活動への備え

■基本事項

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

■対策

第1 医療救護施設の耐震性の確保

1 病院の耐震性の確保

病院は、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震化に努めるものとする。

2 ライフライン施設の代替設備の確保

(1) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図るものとする。

市は、病院における自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を促進する。

(2) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏えい防止対策を図るとともに、容量拡充を図るものとする。

市は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

第2 医療救護活動

1 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのために、平常時から無線等震災時災害医療に係る情報連絡体制を検討し、体制を確立する。

また、県の広域災害救急医療情報システム（EMIS）による平常時から医療救護関係情報の収集、提供に協力するとともに、その活用に努める。

2 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ医師会や歯科医師会と協議するとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の構築に努める。

3 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化を推進する。

また、トリアージ（傷病者の選別）や災害時の傷病治療に関する技術などに関する研修に努める。

4 訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

(2) 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 災害医療の概要の整理

市は、災害医療の概要の整理に努める。

ア トリアージ技術

イ DMATの活用

ウ DPATの活用

エ 災害医療コーディネーターの活用

オ 災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の活用

5 後方医療施設との連携

市は、県の指定する災害拠点病院と連携を図り、災害時には傷病者の輸送などが円滑にできるよう、平常時から体制の確立に努める。

近隣の災害拠点病院は、資料編のとおりである。

『資料編 災害拠点病院・DMAT指定医療機関』

6 医薬品等の確保

市は、災害時に必要となる防疫、医薬品等の備蓄を促進する。また、平常時から関連業者等との協力体制を整備しておく。

7 医療ボランティアの確保

市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能の整備の指導に努める。

第3 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平常時より相互の連携に努める。

3-4 被災者支援のための備え

■基本事項

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

■対策

第1 応急物資等備蓄計画

1 資材、機材の現況

災害応急対策に必要な資材、機材は、それぞれの各計画に定めるとおりであり、今後もなお万全を期するため定期的に点検を実施するとともに必要資材、機材の整備を図っていく。

(1) 救出機材の整備

家屋、建造物等の重量物の下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達を事前に整える。

(2) 建設用重機所有者との協力

災害時に備え、地元業者で所有している重機を活用するため、覚書（人命救助を要する災害救援作業）を締結し、事前に備える。

(3) 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

県保健福祉部は、医薬品等を備蓄し、県内各所で保管している。

また、茨城県医薬品卸業組合に対し、災害用医薬品等の流通備蓄を委託している。

2 応急物資等の備蓄

(1) 市の取組み

市は、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

大規模な自然災害発生時には、多くの被災者に対する防災関係機関の対応能力には限界があり、すべての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮するものとする。

ア 応急食料の備蓄整備

市は、住民の家族構成に応じた応急食料を最低3日間、推奨1週間分程度の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

また、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のため、応急食料の備蓄・調達先の確保に努める。

『資料編 桜川市防災備蓄一覧』

イ 給水体制の整備

市は、災害時において被災者一人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるように、浄水器の配備、給水タンク、ポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽水道管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

『資料編 上水道の状況、給水拠点及び給水能力、
応急給水資機材（給水車・給水タンク等）の配備状況一覧』

ウ 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、物資調達に関する協定を締結し、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

また、避難所の感染症対策や利便性の向上のため、使い捨てマスク、体温計、消毒薬、パーティション、段ボールベッド、マンホールトイレ、授乳服、防犯ブザー等の備蓄に努める。

住民に対しては、災害時の生活に必要な非常持出品及び災害対応活動に活用できるよう備えることを周知する。

『資料編 桜川市防災備蓄一覧』

エ 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄に努める。救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）については、民間からの応援調達も考慮した体制の整備を検討する。

オ 医薬品等の備蓄

市は市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要とされる医薬品等の備蓄を進め、民間薬剤業者との協力体制を確立し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保を図る。

カ 民間企業との協定締結の推進

災害が発生し、公的備蓄だけで物資がまかないきれない場合を考慮し、民間企業と緊急時の流通備蓄の提供に関する協定を結び、物資の安定的な供給に努める。

(2) 住民・事業所等の取組み

住民・事業所等は、家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、住民又は地域において自らの生活維持を図るために、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めるものとする。

ア 応急食料・生活必需品の備蓄

(ア) 住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料・生活必需品等の流通途絶、市庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

(イ) 事業所等は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことができるよう、食料等必要な物資を3日分程度備蓄するよう努めるものとする。

イ 飲料水の備蓄

家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保する。

第2 物資の備蓄に関する留意事項

1 要配慮者に対する配慮

- (1) 介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。
- (2) 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。
- (3) 食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

2 夏期における対応

夏期においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

3 ニーズに応じた調達・確保

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や愛玩動物の飼養に関する資材をはじめ、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。

第3 り災証明書の発行体制の整備

災害時にり災証明書の発行が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の発行の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の発行に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

また、市は県と協力し、被災者生活再建支援システムの構築・運用に努めるとともに、県が実施する各担当者向けのシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会に参加することなどにより、り災証明書の迅速な発行と適切な被災者支援を図る。

3-5 避難対策計画

■基本事項

避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、安全な避難所等の指定及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

■対策

第1 避難場所、避難所等の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。また、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (2) 市は、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。
- (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。
- (4) 市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

2 指定避難所の指定

- (1) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (2) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、愛玩動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。
- (3) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難所は3.5㎡当たり1人とする。こと。(避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について)
- (4) 避難路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。ま

た、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難路の変更や危険要因等の排除に努めること。

- (5) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めること。
- (6) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (7) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (8) 指定避難所となる施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。

なお、大規模な災害が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくこと。

- (9) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めること。

備蓄すべき主なものは、次のとおりである。

ア 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。）

イ 生活必需品

ウ ラジオ、テレビ

エ 通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災行政無線を含む。）

オ 放送設備

カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）

キ 炊き出しに必要な機材及び燃料

ク 給水用機材、給水タンク

ケ 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）

コ 物資の集積所（備蓄倉庫等）

サ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ

シ マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント

ス 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行うこと。

- (10) 指定避難所となる施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (11) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (12) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めること。
- (13) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所

運営に関する役割分担を定めるよう努めること。

- (15) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること。
- (16) 必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあらせんでできるよう、あらかじめ体制の整備に努めること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 要配慮者のための福祉避難所の予定施設をあらかじめ指定する。
- (2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (3) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

4 即応体制の整備

- (1) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (2) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (3) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所等を運営できるように配慮するよう努める。
- (4) 避難所等には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (5) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (6) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (7) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第2 避難誘導體制

1 避難指示等の情報伝達体制の整備

- (1) 防災行政無線等、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。
- (2) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における連絡・連携体制の構築に努める。
- (3) 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- (4) 避難指示等の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。
- (5) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を

絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。
- (2) 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援プランを策定する。
- (3) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

第3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における避難確保のための措置

1 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内において定める事項等

市は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等について、当該浸水想定区域・土砂災害警戒区域等ごとに、以下に関する事項を定める。

(1) 浸水想定区域

- ア 洪水に関する情報等の伝達方法
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水に関する情報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域

- ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

2 地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

市は、本計画において、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時・土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水に関する情報・土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

『資料編 浸水想定区域内の要配慮者利用施設』

3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域の周知

市長は、上記1、2の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

第4 広域避難に係る体制の整備

1 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (1) 避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (2) 県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (3) 災害の想定により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

2 広域避難の受入りに備えた体制整備

- (1) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

3-6 要配慮者対策計画

■基本事項

近年の災害では、要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市、及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

さらに、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

■対策

第1 社会福祉施設等の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成する。また、施設利用者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導助言を行い、施設利用者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設利用者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

3 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は、要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設利用者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

4 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、福祉避難所に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

5 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等について教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参

加を促進する。

6 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設に関する措置

(1) 避難確保計画等の作成、防災訓練の実施等

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

(2) 自治体による定期的な確認

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2 在宅要配慮者の救援体制の確保

1 要配慮者状況把握

市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、市は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までのルート等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

さらに、市は、避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者登録者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、災害に備え避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難行動要支援者避難行動計画（以下「避難行動計画」という。）を作成する。

また、市は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援協力者等と連携し、発災時に自助、共助により避難や安否確認等を実施する体制を整備することから、避難行動計画を基とした「個別避難計画」を策定し、平常時から円滑な支援体制を確立するよう努める。

その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難支援等関係者となる者

桜川消防署、桜川警察署、行政区区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

ア 65歳以上のひとり暮らしの者

イ 65歳以上の高齢者のみの世帯の者

ウ 介護保険要介護認定3～5を受けている者

エ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の交付を受けている者

オ 療育手帳○A・Aの交付を受けている者

カ 精神障害者保健福祉手帳1・2級又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者

キ 上記以外で災害時に支援を必要とする者（家族などの支援が困難で支援を希望する者）

(3) 避難行動要支援者の個人情報とその入手方法

【個人情報】

ア 氏名

イ 性別

ウ 生年月日

エ 行政区及び住所又は居所

オ 電話番号

カ 緊急時の家族等の連絡先

キ 避難支援等関係者

ク 避難支援等を必要とする事由

ケ 担当民生委員・児童委員名、電話番号

コ 上記のほか、避難支援等に関し市長が必要と認める事項

【入手方法】

避難行動要支援者の情報は、市の関係部局で把握している住民基本台帳、要介護認定情報、障害者手帳交付台帳、療育手帳交付台帳、精神障害者保健福祉手帳交付台帳等から台帳を作成し、訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

(4) 個人情報の更新

個人情報の更新は、時期を定めて毎年行う。また、対象者の異動や状況の変化等を把握した場合は、随時、追加修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

(5) 避難行動要支援者登録者名簿への登録と提供先

市が把握した避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者へ情報を提供することに同意を得られた者について、避難行動要支援者登録者名簿に登録する。登録された避難行動要支援者登録者名簿の情報は、避難支援のために使用することに限定して避難支援等関係者に提供する。

(6) 情報漏えいを防止するための措置

市は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する場合、誓約書等の提出又は情報の使用や取扱いに関する協定等を締結し、情報漏えいを防止する。また、外部への漏えいがないよう厳重に保管・管理する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するため、関係者等が話し合っただけで支援ルールを定め、支援できない可能性もあることについて、避難行動要支援者等の理解を得る。

3 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、FAXなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達手段の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システム整備の検討・推進を図る。

4 相互協力体制の整備

市は、民生委員・児童委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者ごとの在宅療養を支援する関係者やボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互応援体制の整備に努める。

特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者避難行動計画（避難行動計画及び個別避難計画）に基づき、避難支援体制の整備に努める。

5 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織等）、在宅療養者ごとの支援チームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及啓発を図る。

6 在宅要配慮者の救援体制の確保

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

また、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3 避難対策

1 避難誘導

(1) 情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に配慮する体制の整備を図る。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

(2) 避難・誘導に際して避難支援等関係者の協力を得た上、特に、避難行動要支援者を優先

して避難誘導する体制整備を図る。なお、要配慮者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

- (3) 安全が確認された後に、要配慮者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

2 指定避難所での配慮

- (1) 指定避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。
- (2) 指定避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。
- (3) 指定避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (4) 指定避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

3 福祉サービスの提供

- (1) 介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。
- (2) 社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、人的体制等の支援を行う体制整備を図る。

4 生活の場の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

5 災害派遣福祉チーム（DWA T）の研修

市及び県は、避難所等で福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、災害派遣福祉チーム（DWA T）に参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

第4 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

3 防災知識の普及啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成

し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。

4 災害時マニュアルの携行促進

外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うために、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人の相談にも配慮していく。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難場所、避難所、福祉避難所の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの確保

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

3-7 帰宅困難者対策計画

■基本事項

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等に努める。

また、地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

■対策

第1 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、防災関係機関と連携し、各種の対策を講じる。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、基本原則の周知徹底を図る。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進
- (7) 事業所等における従業員の収容対策の推進
- (8) 飲料水、食料、毛布等の備蓄の推進
- (9) 電車利用者対策、JRとの協議推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

3 安否確認方法の周知

帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3-8 地域の孤立対策計画

■基本事項

高齢化による地域コミュニティ機能の低下や過疎化による人口の減少が懸念されるなか、大規模な地震災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

■対策

第1 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立のおそれのある地域の例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 地域につながる道路等において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- オ 道路及び橋の冠水等により、交通途絶になる可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性がある。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- ウ 大規模な浸水により、電気通信設備等に被害が発生し通信が途絶する可能性がある。

第2 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

(1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（区長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。

(2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、東京電力、NTT東日本等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災

害時における活用についても事前に調整する。

- (3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 市及び道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3-9 燃料不足への備え

■基本事項

災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

■対策

第1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

1 災害応急対策車両の指定

市は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておくよう努めるとともに、指定車両にはステッカー等を作成し備えておく。

2 災害応急対策上の重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

- (1) 災害応急対策上の重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備等を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う等計画的な整備を進める。
- (2) 災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

- 1 市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。
- 2 市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

第4 平常時の心構え

1 市

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

2 住民、事業所

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

3-10 文化財災害予防計画

■基本事項

文化財は、そのほとんどが火災によって失われていることから、火災による被害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て火災の予防と文化財の保護を図る。

■対策

第1 文化財保護

国・県及び市指定の文化財のうち、建造物及び彫刻、工芸品、絵画、書籍、歴史資料等を収蔵している建物については、常時雨漏れ、火災等に注意し、特に毎年1月実施の文化財防火デーを期して、防火施設・設備の点検を実施する。

所有者又は管理者は、文化財保護の重要性をよく認識し、これらの施設設備の整備充実に努める。

1 保護の対象

市には、国及び県、市の文化財に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずる物を対象とする。

2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実というまでもなく、防火管理の体制をつくり、環境の整備、整頓を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

具体的な施設整備については、消防機関が指導する。また、昭和30年以来、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

また、真壁町真壁を中心とする地域には、約100棟の登録文化財をはじめとする数多くの伝統的な建物が存在しており、このうち約17.6haが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。これらについて災害による被害を最小限にとどめるため、令和8年度に桜川市真壁伝統的建造物群保存地区防災計画の策定を予定しており、同計画に基づき、住民・市・消防機関が連携して災害に強いまちづくりを図るものとする。

3-11 複合災害対策

■基本事項

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、必要に応じ防災計画等を見直し、備えの充実を図る。

■対策

第1 災害対策要員の確保

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第2 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

4-1 防災知識の普及啓発に関する計画

■基本事項

災害による被害を最小限にとどめるためには、「公助」「自助」「共助」が連携した住民運動の展開が必要であるため、市、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。

また、市職員をはじめとする防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

■対策

第1 住民に対する防災知識の普及

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命、身体及び財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災ボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

1 普及すべき防災知識の内容

(1) 平常時からの備え

ア 備蓄の推進

(ア) 食料・飲料水・生活必需品等の備蓄

最低3日分、推奨1週間分程度に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄や非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて推進する。

(イ) 燃料等の備蓄

自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。

イ 避難行動への備え

(ア) 避難行動をあらかじめ認識するための取組

地域の指定緊急避難場所や指定避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進し、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくよう啓発を行う。

(イ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、市公式SNS等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくよう啓発を行う。

(ウ) 適切な避難行動

a 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することな

く適切な行動をとるよう啓発を図る。

b 避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所・指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

(エ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
愛玩動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平常時からの備えについて普及啓発を図る。

ウ 被害軽減への対策

(ア) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについて見直しを推進する。

(イ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔のみえる関係の構築を促進する。

(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及啓発を図る。

(エ) 被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動について周知する。

(オ) 想定される被害状況への周知

平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」や「首都直下地震」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

(2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、市及び水戸地方気象台は、その特性と限界、具体的内容、発表時に住民がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

緊急地震速報の発表時に住民がとるべき行動については、第3章 第2節 2-1 第1 1 「緊急地震速報(2)」を参照。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

指定緊急避難場所・指定避難所を指定したときは、下記の内容等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の内容

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

(ウ) 指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合は、特定の災害において当該

施設に避難することが不相当である場合があり、災害に適した施設を避難先として選択すべきであること。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の位置（近隣市町への指定を含む）、収容人数、愛玩動物の受入方法等

ウ 指定緊急避難場所への誘導標識の見方等

(5) 災害時における偽・誤情報への対応

熊本地震や能登半島地震等の近年の大規模地震において、SNSは情報収集手段や安否確認手段として寄与したとされている。一方で、熊本地震においては動物園からライオンが逃げたという誤情報による混乱が発生し、能登半島地震においては熊本地震のときより多くの偽情報が投稿されていたことが分析されており、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が、SNS上では流通したと指摘されている。

災害発生時には、災害情報や避難情報を確実に取得することが重要であり、正確な情報を入手するうえでは、国・県・市のホームページ、取材と編集に裏打ちされた情報発信を行うテレビ・ラジオ放送などのほか、ファクトチェック団体による情報も情報源として有用となることを周知する。

(6) 防災関連設備等の準備

ア 消火器

イ ガスのマイコンメーター

ウ 感震ブレーカー

エ 非常持出品等

(7) その他、地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報

2 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

(1) 広報紙、パンフレット、防災マップ等の配布

市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

(2) 講習会等の開催

市、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(3) その他メディアの活用

ア テレビ・ラジオ局等の番組の活用

イ ビデオ、DVDの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等）の活用

オ 地震体験車等の教育設備の貸出

3 防災拠点の整備

市は、応急対策活動の拠点となる市役所新庁舎、公立学校、コミュニティセンター等の公共施設及び広域活動拠点について、防災教育の機能を有する設備の整備に努め、平常時における防災教育の拠点として活用を図る。

第2 学校における防災教育

小中義務教育学校の総合的な学習の時間等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、防災関係機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進するとともに、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 児童生徒等に対する防災教育

学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
- (2) 指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。
- (3) 大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害避難訓練の充実に努める。
- (4) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う。
- (5) 「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の実施を検討する。
- (6) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

3 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の

資質向上を図る。

4 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらう等避難訓練方法の工夫を行う。

第3 職員に対する防災教育

1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

第4 関係機関への対応

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及啓発を行う。

第5 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第6 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケット等の不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第7 自動車運転者に対する教育

交通安全教育実施時において、地震発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

4-2 防災訓練計画

■基本事項

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、気象情報や緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

■対策

第1 総合防災訓練

1 市総合防災訓練

防災関係機関相互の連携体制の強化を図り、併せて住民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

【訓練項目】

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) ライフライン復旧
- (6) 各種火災消火
- (7) 道路復旧、障害物除去
- (8) 緊急物資輸送
- (9) 無線による被害情報収集伝達
- (10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (11) 応急給水活動
- (12) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講じるために図上訓練を実施する。

3 地域の実情に即した訓練の実施

地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を調査研究し、訓練計画を作成する。

4 訓練参加機関

近隣市町、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、市及び県等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた一般住民の参加も

広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

5 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、施設外への避難訓練等の際には、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

6 訓練結果の評価

市は、訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

第2 個別防災訓練

1 避難訓練

(1) 避難訓練

ア 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立退き等の円滑、迅速、確実に期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織・地区防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て、マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を毎年1回以上実施する。

イ 認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童生徒等、傷病者、障がい者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校等と地域が連携した訓練の実施

市は、学校等と連携し、児童生徒等を含めた地域住民の参加により、学校等における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 消防訓練

市は、火災多発期前及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関の出動、近隣市町の応援、避難立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報等を盛り込んだ訓練を実施する。

(3) 水防訓練

市は、雨期、台風期前及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関及び住民の動員、警戒、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測、救出避難、広報等を盛り込んだ訓練を実施する。

(4) 避難等救助訓練

ア 市は、消防訓練、水防訓練等と併せて避難指示等、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等を織り込んだ訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、孤立者、負傷者、要配慮者の救助、救出等に重点を置いた訓練を実施する。

イ 学校等は、各種の災害を予想し、災害に応じた避難訓練等を年に1回以上実施し、児童生徒等の安全を図る。

(5) 非常参集訓練

市は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(6) 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

第3 事業所、自主防災組織・地区防災組織、住民等の防災訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

2 自主防災組織・地区防災組織等における訓練

各自主防災組織・地区防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織・地区防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

4 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童生徒等を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

5 防災訓練時の交通規制

警察本部は、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

4-3 文教計画

■基本事項

教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における児童生徒等及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、建物・防災施設等の整備、防災訓練等の災害を予防する措置を講じる。

■対策

第1 防災教育

1 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、社会教育施設における諸活動及び社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

1 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

(1) 施設の点検整備

施設の管理者は、定期的に施設の点検を行い、整備に必要な箇所については速やかに整備することを図る。

ア 学校等施設・設備を震災等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、耐震構造化を促進する。

イ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(2) 防災対策の整備

ア 防災体制の整備

震災等の災害発生に備え、学校等は被害を最小限にとどめるため、関係機関との密

接な連絡のもとに児童生徒等並びに教職員の応急対策及び連絡避難体制の整備を図る。

イ 防災計画の整備

学校等は、災害の種類に応じ、救助、連絡避難等に関する計画書を作成し、それに基づく日常の指導、訓練等を進める。

ウ 避難路、避難場所、避難所、福祉避難所の点検と整備

避難については、その経路、場所、方法について周知徹底を図るために各種教室や防災コーナー等に掲示しておくとともに、避難場所、避難所、福祉避難所については様々な条件を考えて、避難等の場所を指定し整備する。

エ 通学路の安全点検と事後措置

登下校時の地震による被害防止のために、特に次の項目等について重点的に点検を実施し、保護者及び関係機関の協力を得て安全確保に努める。

- (ア) ブロック塀等が倒壊するおそれのある箇所
- (イ) 家が密集しているなど、通行に支障がある箇所
- (ウ) 高圧電線等の切断により通行に支障のある箇所
- (エ) マンホールや用水路等、増水時に危険のある箇所

第3 保護者との連絡体制

校長等は、あらかじめ、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認しておくように努める。

また、携帯電話等のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

4-4 災害に関する調査研究

■基本事項

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範囲かつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

■対策

第1 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面でデータを調査、収集し、データベース化して、情報の利用に努める。

また、地震及び各種災害、防災に関する観測・調査研究を実施している研究機関との連携、観測データ及び研究成果の収集・整理等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

1 自然条件

- (1) 地盤及び地質
- (2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）
- (3) 地震観測
- (4) 水位観測

2 社会条件

- (1) ハード面
 - ア 建築物の用途、規模、構造等の現況
 - イ 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
 - ウ ガソリンスタンド等危険物施設の現況
 - エ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等
- (2) ソフト面
 - ア 昼夜間人口、要配慮者等の人口分布
 - イ 住民の防災意識等

3 災害事例

国内外において発生した自然災害等や地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

第2 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、市、県、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

第3 被害想定調査の実施

1 市全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、防災関係機関と協力し、市全域を対象とした想定調査を実施していく。

2 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、必要に応じて見直しを図る。

第4 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。従って過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 1 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 2 被害軽減のための調査研究
- 3 防災教育・訓練のための調査研究
- 4 応援・派遣に関する調査研究
- 5 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 6 被災者生活救援のための調査研究
- 7 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 8 災害復興のための調査研究

第5 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3章 地震災害応急対策計画

1-1 組織計画

■基本事項

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、市災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たる。

■対策

第1 災害対策本部等

1 配備体制

配備体制は、次によるほか、その時の状況により市長が決定する。

区分	配備指令	配備基準	災害対策本部等の設置	参集範囲	参集場所
注意配備	準備指令	1 市内で震度4を観測したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。		防災課	勤務庁舎
警戒体制	第1配備指令	1 市内で震度5弱を観測したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害警戒本部を設置	防災課 秘書広報課 建設課 学校教育課 各総合窓口課	勤務庁舎
緊急体制	第2配備指令	1 市内で震度5強を観測したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部を設置	課長・課長補佐 事前指名職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)
				避難所担当職員	各担当避難所
非常体制	第3配備指令	1 市内で震度6弱以上を観測したとき。 2 その他、市長が特に必要と認めるとき。		全職員	勤務庁舎 (状況により直近庁舎)

(1) 準備指令（注意配備）

準備指令が発令されたときは、注意配備をとり、災害が発生するおそれがある状況等に対応するため、情報収集等必要な業務を行うこととし、必要に応じて情報を共有するための事前会議を行う。

(2) 第1配備指令（警戒体制）

第1配備指令が発令されたときは、警戒体制をとり、災害警戒本部を設置して情報収

集連絡、災害対策等必要な業務を行うこととする。

(3) 第2 配備指令（緊急体制）

第2 配備指令が発令されたときは、緊急体制をとり、災害対策本部を設置して災害の現状に対処し、その拡大に備える。

(4) 第3 配備指令（非常体制）

第3 配備指令が発令されたときは、非常体制をとり、災害対策本部設置を設置し全力をもって災害に対処する。

2 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、警戒体制をとるとき、各部長等をもって構成し、災害対策本部設置前及び設置する必要がないと認められる災害に対応するため、情報収集連絡、災害対策等必要な業務を行うこととし、その事務は防災課において行う。

また、市長が必要と認める場合には、防災関係機関の長等に出席を求める。

(1) 設置基準

本節 1－2 「動員計画」に示した警戒体制を取るとき設置する。

(2) 組織

災害警戒本部は総務部長を本部長とし、また、副本部長を危機管理専門員、市長公室長、建設部長、教育部長が務め、防災課員、秘書広報課員、建設課員、学校教育課員、各総合窓口課員が本部員を構成し、事務局部長を防災課長が務める。

また、災害の状況に応じて桜川市災害対策本部規程第3条に基づき各本部担当課員を招集できるものとする。

(3) 活動内容

- ア 気象、地震、被害等の情報収集
- イ 災害情報に関する広報
- ウ 災害危険箇所におけるパトロール等
- エ 被害状況の把握
- オ 被害状況の県への報告
- カ 関係機関等への通報
- キ 避難所開設など災害応急対策の実施
- ク 事態の推移により、速やかに緊急体制又は非常体制に移行する。

(4) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき。
- イ その他警戒本部長が必要なしと認めたとき。

3 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、災対法第23条の2、桜川市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより、緊急体制又は非常体制をとり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

【設置基準】（地震）

- ア 市域において震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 救助法が適用される災害が発生したとき。
- ウ その他市長（本部長）が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

(2) 廃止

市長（本部長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員、県及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

(4) 本部長等の責務

ア 市長（本部長）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長には、副市長、教育長及び総務部長の職にある者をもって充てる。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 市長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合、副本部長が本部長の職務を代理する順序は次のとおりとし、本部設置等必要な災害対策を行う。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 市 長	総 務 部 長

(5) 部門及び部

ア 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

イ 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

ウ 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

エ 部長は、上司の命を受け、所属の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。

(6) 開設場所

災害対策本部は、市役所大和庁舎3階大会議室に設置する。

ただし、市庁舎が被災するなど何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第 1 順 位	第 2 順 位
岩 瀬 庁 舎	真 壁 庁 舎

(7) 現地災害対策本部

ア 本部長は、現場における救助等について、適確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、現地災害対策本部の設置を指示する。

イ 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

4 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部会議を招集する。

ア 本部会議

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部事務局部長、部長及び本部事務局防災担当職員をもって構成する。

(イ) 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に前項に規定する者以外のものの出席を求めることができる。

イ 協議事項

本部会議は、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 救助法による救助の実施に関すること。

(イ) 災害対策本部の活動体制に関すること。

(ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(エ) 応援要請に関すること。

(オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(カ) 災害広報に関すること。

(キ) 県に対する要望に関すること。

(ク) 災害対策本部の廃止に関すること。

(ケ) その他重要な事項に関すること。

ウ 招集

本部長が必要に応じ招集する。

招集の伝達は、本部事務局部長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話（メール）、庁内チャットツール等を用いて、部長及び本部事務局防災担当職員を招集する。

(2) 本部設置等の通知及び公表

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに県（防災・危機管理課）等に通知する。

また、本部を設置する施設の玄関に「桜川市災害対策本部」の看板を設置する。

設置・廃止の通知先

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各部各班	庁内放送、携帯電話（メール）、庁内チャットツール
一般住民	防災行政無線、広報車、緊急速報メール、桜川市情報メール一斉配信サービス、市ホームページ、報道機関
県 (防災・危機管理課)	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
県西県民センター	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
桜川警察署	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
近隣市町	有線電話、県防災情報ネットワークシステム
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX

(3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(4) 職員の健康管理

総務部長は、職員の健康管理に必要な基本的な措置を講じるものとし、各班の責任者及び連絡員は、職員の健康、勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

(5) 関係者以外の立入制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(6) 国の現地対策本部との連携

市は県と連携し、国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。

第2 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の構成

(1) 部等の設置

本部に本部事務局及び部を置き、各部に班を置く。

(2) 部長等

ア 本部事務局に事務局部長及び事務局次長を、部に部長及び必要な部に次長を置く。

イ 事務局部長及び部長は、本部長及び副本部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

ウ 事務局次長は事務局部長を、次長は部長を補佐し、事務局部長若しくは部長に事故があるとき又は事務局部長若しくは部長が欠けたときは、それぞれその職務を代理する。

(3) 班長、副班長及び班員

ア 班に班長及び必要な班に副班長を置く。

イ 班に班員を置く。

ウ 班長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、班の業務を処理する。

エ 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

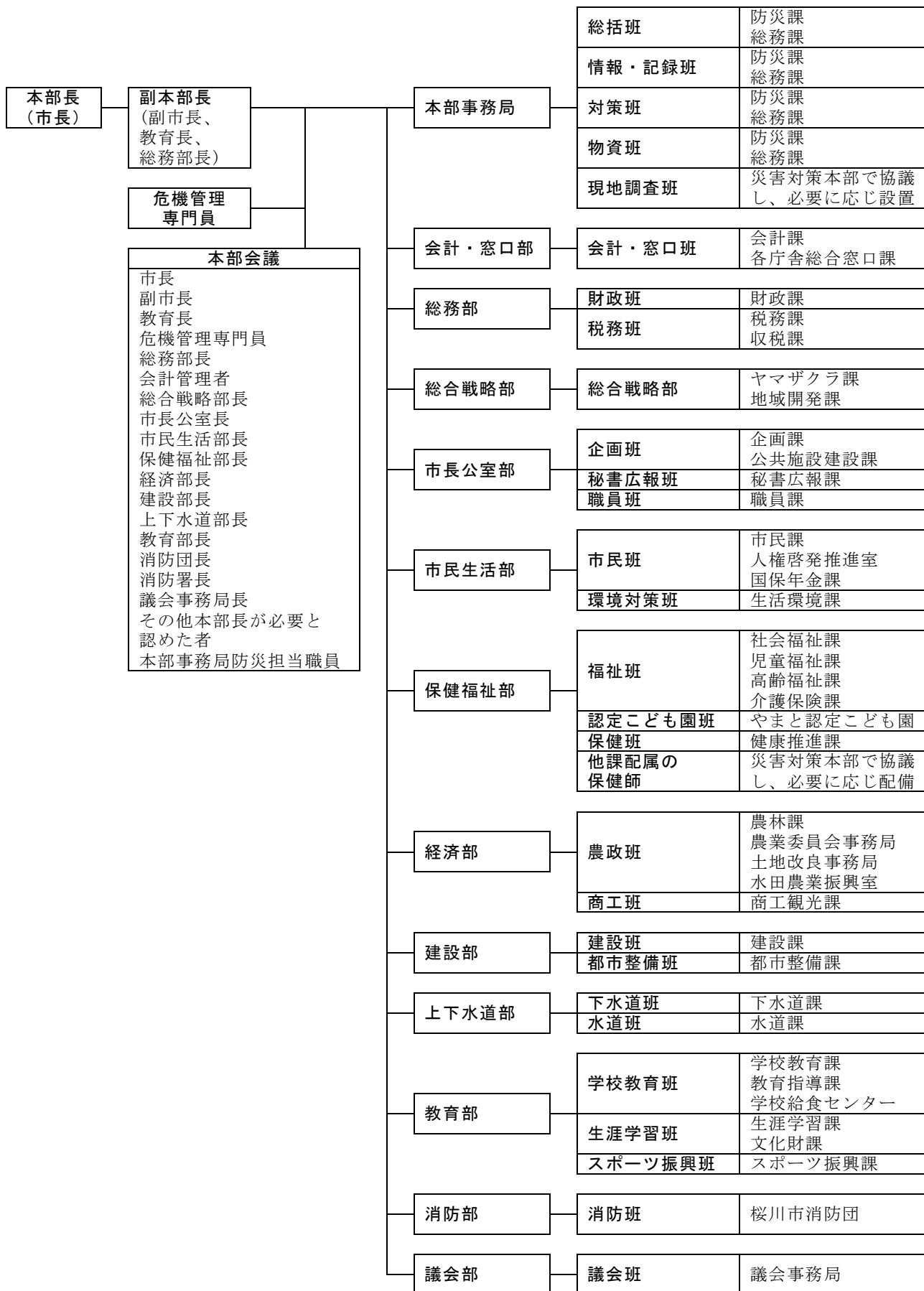
オ 班員は、担当事務に従事する。

(4) 本部連絡員

ア 各部に本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

イ 本部連絡員は、本部からの指示があったときは、本部事務局において服務するものとし、所属部との連絡並びに所属部所管の被害及び災害対策に関する情報、資料等の整理その他の事務に従事するものとする。

災害対策本部組織図



2 災害対策本部組織表

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	総務部長 総務部次長	総括班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			情報・記録班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			対策班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			物資班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
			現地調査班	災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		
会計・窓口部	部長 次長	総務部長 会計管理者 総務部次長	会計・窓口班	班長	会計課長	会計課
				班長	岩瀬総合窓口課長	各庁舎総合窓口課
				班長	真壁総合窓口課長	
				班長	大和総合窓口課長	
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長 副班長	税務課長 収税課長	税務課 収税課
総合戦略部	部長 次長	総合戦略部長 総合戦略部次長	総合戦略班	班長 副班長	ヤマザクラ課長 地域開発課長	ヤマザクラ課 地域開発課
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画班	班長 副班長	企画課長 公共施設建設課長	企画課 公共施設建設課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課
市民生活部	部長 次長	市民生活部長 市民生活部次長	市民班	班長 副班長	市民課長 国保年金課長	市民課 人権啓発推進室 国保年金課
			環境対策班	班長	生活環境課長	生活環境課
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉部次長	福祉班	班長 副班長 " "	社会福祉課長 児童福祉課長 高齢福祉課長 介護保険課長	社会福祉課 児童福祉課 高齢福祉課 介護保険課
			認定こども園班	班長	やまと認定こども園長	やまと認定こども園
			保健班	班長	健康推進課長	健康推進課
			他課配属の保健師	災害対策本部で協議し、必要に応じて配備する。		
経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	農政班	班長 副班長	農林課長 農業委員会事務局長	農林課 農業委員会事務局 土地改良事務局 水田農業振興室
			商工班	班長	商工観光課長	商工観光課
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課 教育指導課 学校給食センター
			生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振興班	班長	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
消防部	部長	消防団長 消防署長	消防班	班長	消防団副団長 消防署副署長	桜川市消防団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局次長	議会事務局

3 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務
各部・班共通事項			(1) 各部・班内の動員配備に関する事 (2) 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関・施設・団体等の連絡調整に関する事 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関する事 (4) 職員・来庁者の救助・搬送に関する事 (5) 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事 (6) 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事 (7) 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事 (8) 所管施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事(指定避難所及び指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること) (9) 所管する事務に関連する災害時の人的・物的支援の受援窓口対応・体制確保に関する事 (10) 所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関する事 (11) 指定避難所の開設への協力に関する事 (12) 被災証明発行及び被災者台帳作成への協力に関する事 (13) 担当部署で取り扱う情報の管理及び外部に提供する情報の適切な管理に関する事 (14) 物資集積所の設置・運営管理及び救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け及び配分への協力に関する事 (15) 他部・班の応援・協力に関する事 (16) その他本部長の命ずる事項に関する事
本部事務局	総括班	防災課員 総務課員	(1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置並びに運営、庶務及び閉鎖に関する事 (2) 本部会議の庶務(開催、運営、記録、資料の調整等)に関する事 (3) 本部長指令の発令及び解除に関する事 (4) 配備体制その他本部長指令の伝達に関する事 (5) 災害関係職員の動員及び本部職員の参集状況並びに服務に関する事 (6) 各部各班との連絡調整に関する事 (7) 災害救助法適用の申請に関する事 (8) 激甚災害指定手続に関する事 (9) 事務局の活動記録に関する事 (10) その他各部に属さない事項に関する事
	情報・記録班	防災課員 総務課員	(1) 気象情報、地震情報、各種予報、警報等の情報の収集連絡に関する事 (2) 各部からの被害状況の記録及びとりまとめに関する事 (3) 災害情報等の分析及び各部・班への提供に関する事 (4) 応急対策実施状況のとりまとめに関する事

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局			<ul style="list-style-type: none"> (5) 防災行政無線局の運用に関する事。 (6) 県、他市町村及び防災関係機関との災害状況の連絡及び報告に関する事。 (7) 緊急速報メール等の配信に関する事。 (8) 区長会、自主防災組織並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関する事。 (9) 被害状況現地調査報告に関する事。 (10) 防災情報関連機器の操作に関する事。
	対策班	防災課員 総務課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関する事。 (2) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の応援出動（派遣）要請及び受入れに関する事。 (3) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関する事。 (4) 避難指示等及び警戒区域の設定に関する事。 (5) 広域避難及び広域一時滞在の連絡調整に関する事。 (6) 救助用ヘリコプターの離着陸場の開設の計画に関する事。 (7) 災害応援協定締結自治体との連絡調整に関する事。 (8) 仮設住宅整備の要請に関する事。 (9) 災害時の応急的空地利用の調整に関する事。
	物資班	防災課員 総務課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援物資の要請に関する事。 (2) 救援物資の集積場所に関する事。（商工観光課と連携）。 (3) 避難所における必要物資の提供に関する事。
	現地調査班	災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況現地調査報告に関する事。 (2) り災の一次判定調査報告に関する事。
会計・窓口部	会計・窓口班	会計課員 岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各庁舎における災害情報等の収集に関する事。 (2) 本部事務局との連絡調整に関する事。 (3) り災証明書の申請受付及び証明書の発行に関する事。 (4) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関する事（会計課）。
総務部	財政班	財政課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関する事。 (2) 公用負担等による損失補償、弁償等に関する事。 (3) 義援金・支援金の募集、受入れ及び配分に関する事。 (4) 災害対策に対する物品の購入契約及び調達に関する事。 (5) 災害応急対策の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。 (6) 車両の配車に関する事。 (7) 民間からの車両等の借上げに関する事。 (8) 庁舎等の防災及び修理に関する事。

部名	班名	班員	分掌事務
総務部			(9) 燃料の確保に関すること。 (10) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関すること。 (11) 災害対策本部等の電力の確保に関すること。 (12) 市有財産の調査に関すること。 (13) 災害時の応急的空地利用の調整に関すること。
	税務班	税務課員 収税課員	(1) り災証明書の申請受付及び証明書の発行に関すること。 (2) 土地、住宅等の被害状況調査、撮影及び記録並びに報告に関すること。 (3) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。 (4) り災判定プロジェクトチームの設置に関すること。 (5) り災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 (6) り災納税者の市税の延期に関すること。 (7) り災世帯数の調査協力に関すること。
総合戦略部	総合戦略班	ヤマザクラ課員 地域開発課員	(1) 救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け及び配分に関すること（商工観光課と連携）。 (2) ふるさと納税の対応に関すること。
市長公室部	企画班	企画課員 公共施設建設課員	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 基幹情報システム等の機能維持及び復旧対策に関すること。 (3) 災害対策時の電子計算機の保守管理に関すること。 (4) 企業版ふるさと納税の対応に関すること。 (5) 復興・復旧計画に関すること。
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 国等への陳情及び関係資料の作成に関すること。 (3) 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 (4) 各種警報の伝達広報に関すること。 (5) 災害情報、被害状況及び災害対策活動等の広報に関すること。 (6) 災害状況の記録及び写真等の整理に関すること。 (7) 報道機関との連絡等に関すること。
	職員班	職員課員	(1) 本部員及び派遣職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他の支援業務に関すること。 (2) 本部員及び派遣職員の休職に関すること。 (3) 職員の心のケアに関すること。 (4) 応援職員の対応に関すること。 (5) 派遣を受けた職員の経費負担に関すること。 (6) プロジェクトチームの構成員の選任に関すること。 (7) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助に関すること。
市民生活部	市民班	市民課員 人権啓発推進室員 国保年金課員	(1) り災者台帳の作成及び被害状況のとりまとめに関すること。 (2) 避難者登録窓口の設置・運営に関すること。 (3) 避難所収容者名簿の作成及びとりまとめに関すること。 (4) り災者に対する国民健康保険税の減免等に関すること。 (5) 安否情報の収集・整理に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
市民生活部			<ul style="list-style-type: none"> (6) 要搜索者名簿の作成に関する事。 (7) り災世帯数の調査協力に関する事。 (8) 身元不明者の確認の協力に関する事。 (9) 死亡届及び埋火葬の受付に関する事。
	環境対策班	生活環境課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の防疫及び清掃に関する事。 (2) 被災家屋の消毒に関する事。 (3) 避難所の衛生等に関する事。 (4) 犬猫等の死体処理に関する事。 (5) り災死亡者の収容に関する事。 (6) 災害廃棄物の処理対策に関する事。 (7) 生活環境を著しく破壊する公害原因物質による環境汚染の調査に関する事。 (8) 災害時の環境保全に関する事。 (9) 被災地のゴミ及びし尿の収集処理等の公衆衛生に関する事。 (10) 環境衛生及び毒物・劇物の安全対策に関する事。 (11) 被災瓦礫の受入れ及び処分に関する事。 (12) 井戸水の水質検査及び消毒に関する事。 (13) 放射能の測定及び除染並びに対策に関する事。 (14) 愛玩動物の保護に関する事。 (15) 災害時における交通管制に関する事。 (16) 被災地における防犯対策に関する事。 (17) 風評被害に関する事。 (18) その他環境衛生に関する事。
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 高齢福祉課員 介護保険課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法による救助計画及びその実施に関する事。 (2) 小災害り災者援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関する事。 (3) 福祉避難所の開設並びに収容、運営及び維持管理に関する事。 (4) 福祉避難所収容者名簿の作成及びとりまとめに関する事。 (5) 福祉相談窓口の開設及び相談に関する事。 (6) 炊き出し、食料品の給与に関する事。 (7) り災者の被服寝具その他生活必需品の給貸与に関する事。 (8) 救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕分け及び配分に関する事（企画班と連携）。 (9) 災害見舞金品・義援金の配分に関する事。 (10) 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 (11) 生活資金に関する事。 (12) り災者に対する生活保護に関する事。 (13) り災者に対する介護保険料の減免等に関する事。 (14) 要配慮者対策及び搜索、身元確認等の協力に関する事。 (15) 高齢者のみ世帯の安否確認に関する事。 (16) 社会福祉協議会との連携協力に関する事。 (17) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画に関する事。

部名	班名	班員	分掌事務
保健福祉部			(18) 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する こと。 (19) 日赤奉仕団等の要請及び受入れに関する こと。
	認定こども 園班	認定こども園職 員	(1) 児童の避難及び安全措置に必要な対策に関する こと。 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関する こと。 (3) 災害時の児童の預かり及び休園に関する こと。 (4) 児童の被災状況調査に関する こと。 (5) 応急保育に関する こと。
	保健班	健康推進課員	(1) り災者の救急・救護及び防疫に関する こと。 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関する こと。 (3) り災者の健康管理に関する こと。 (4) り災者への保健指導、健康相談及び訪問指 導に関する こと。 (5) 妊産婦への産前産後のサポートに関する こと。 (6) 救護所の設置及び調整に関する こと。 (7) 医療機関との連絡調整に関する こと。 (8) 医療機材、医療品及び衛生資材の確保並び に配分に関する こと。 (9) 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する こと。 (10) 食品衛生の指導に関する こと。 (11) 感染症の予防に関する こと。 (12) その他保健に関する こと。
経済部	農政班	農林課員 農業委員会事務 局職員 土地改良事務局 職員 水田農業振興室 職員	(1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及 び応急対策に関する こと。 (2) 農作物被害に対する技術指導に関する こと。 (3) 農作物の防疫に関する こと。 (4) 家畜伝染病の予防及び防疫に関する こと。 (5) 家畜の被害調査及び死体処理に関する こと。 (6) り災農家に対する融資あっせんに関する こと。 (7) 農林災害資金融資の相談に関する こと。 (8) 被災地における農作物種苗、生産資材等のあ っせんに関する こと。 (9) 農業施設のり災判定及び証明書の交付に関する こと。 (10) 農業等関連団体との連絡調整に関する こと。 (11) その他農林業の災害応急及び復興対策に関する こと。
	商工班	商工観光課員	(1) 商工業の被害調査及び報告に関する こと。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関する こと。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関する こと。 (4) 物資の流通促進に関する こと。 (5) 救助救援物資等の確保、輸送、受付、保管、仕 分け 及び配分に関する こと（総合戦略部と連携）。 (6) 燃料の確保への協力に関する こと。 (7) 観光客等の避難誘導、救助等安全確保対策に 関する こと。 (8) 放射能の測定（救助救援物資等の検査）に 関する こと。

部名	班名	班員	分掌事務
経済部			(9) り災商工業者に対する融資あっせんに関する事 (10) 災害に関連した失業者の対策に関する事 (11) その他応急商工観光対策に関する事
建設部	建設班	建設課員	(1) 土木施設の応急復旧及び災害復旧に関する事 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関する事 (3) 水防対策に関する事 (4) 土砂災害対策に関する事 (5) 土砂災害警戒区域等の調査及び応急復旧に関する事 (6) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関する事 (7) 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制実施への協力に関する事 (8) 緊急輸送道路の確保に関する事 (9) 建設機械・車両の借上げ、配車及び建設資材の確保調達に関する事 (10) 障害物の除去に関する事 (11) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関する事
	都市整備班	都市整備課員	(1) 都市施設(他班の分掌に属するものを除く。以下同じ。)の応急対策に関する事 (2) 都市施設の被害状況調査に関する事 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関する事 (4) 水防対策の協力に関する事 (5) 倒壊建築物による生き埋め及びり災者の救出への協力に関する事 (6) 被災住宅の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定への協力に関する事 (7) 災害時における空き家対策に関する事 (8) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関する事 (9) 応急仮設住宅建設用地確保の協力に関する事 (10) 応急仮設住宅の供与に関する事 (11) 応急仮設住宅としての市営住宅の提供に関する事 (12) 被害住宅の応急修理に関する事 (13) 被災者住宅相談に関する事 (14) 災害復興に係る都市計画に関する事 (15) 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関する事 (16) 災害救助法による援助計画及びその実施に関する事
上下水道部	下水道班	下水道課員	(1) 下水道施設の被害調査に関する事 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関する事 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関する事
	水道班	水道課員	(1) 飲料水の応急給水活動に関する事 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 (3) 上水道の水質検査に関する事

部名	班名	班員	分掌事務
上下水道部			(4) 諸資材の調達に関する事。 (5) 緊急時用水及び飲料水の確保に関する事。
教育部	学校教育班	学校教育課員 教育指導課員 学校給食センター職員	(1) 学用品等の調達及び配分に関する事。 (2) 児童生徒の避難に関する事。 (3) 災害時の登下校及び休校に関する事。 (4) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 (5) 学校との連絡、情報収集に関する事。 (6) 児童生徒の被災状況調査に関する事。 (7) 応急教育に関する事。 (8) 教員・学校教育関係要員の要請、受入れ及び配置に関する事。 (9) 学校の応急保健に関する事。 (10) 避難者の避難誘導及び収容に関する事。 (11) 避難所の開設並びに収容、運営及び維持管理の協力に関する事。 (12) 現地連絡所の運営への協力に関する事。 (13) 炊き出しの協力に関する事。 (14) 応急給水活動への協力に関する事。 (15) 所管施設が救助用ヘリコプターの離着陸場になった場合の開設への協力に関する事。 (16) 医療救護所開設への協力に関する事。 (17) 応急仮設住宅の提供への協力に関する事。
	生涯学習班	生涯学習課員 文化財課員	(1) 指定避難所の開設並びに収容、運営及び維持管理の協力に関する事（シトラス）。 (2) 文化財、公民館、体育施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 (3) 指定避難所開設時の協力に関する事。 (4) 応急仮設住宅の提供への協力に関する事。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 施設の被害状況、応急修理等の記録に関する事。 (2) 指定避難所の開設並びに収容、運営及び維持管理の協力に関する事（岩瀬総合体育館、真壁体育館）。 (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関する事。 (4) 応急仮設住宅の提供への協力に関する事。 (5) 所管施設が救助用ヘリコプターの離着陸場になった場合の開設への協力に関する事。
消防部	消防班	桜川市消防団員 桜川消防署員	(1) 消防団員の動員に関する事。 (2) 消防及び水防活動に関する事。 (3) 避難指示等の伝達に関する事。 (4) 避難者の誘導に関する事。 (5) り災者の救出救助に関する事。 (6) り災者の避難のための輸送に関する事。 (7) 行方不明者の捜索に関する事。 (8) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関する事。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 議員の安否確認及び被災状況の把握に関する事。 (2) 議員への情報提供及び照会等への対応に関する事。 (3) 他自治体における議会との情報連絡に関する事。 (4) 災害に係わる議会の対策に関する事。

1-2 動員計画

■基本事項

市及び防災各機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害対策本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するため以下のとおり職員を動員する。

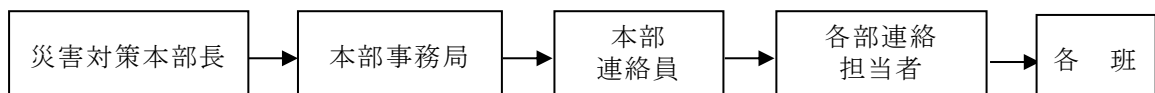
■対策

第1 市の職員動員・参集

1 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

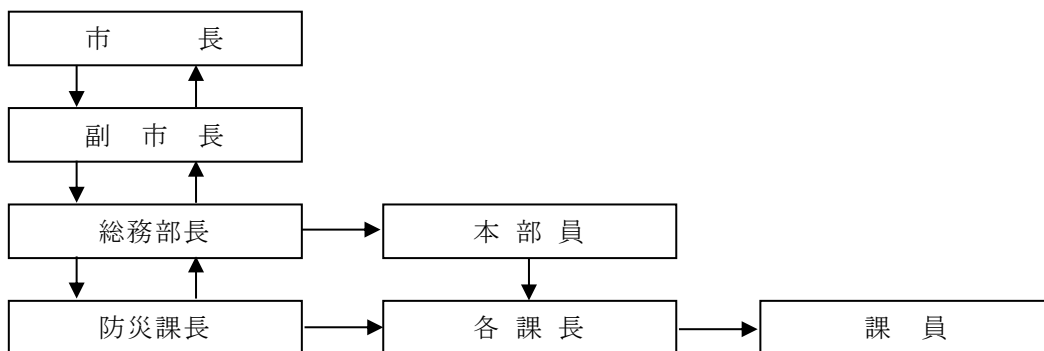
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応する。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもつて行うことがある。

(2) 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法による。

(3) 動員状況の報告

各班の班長は、職員の参集状況を速やかに把握し、部長班長に報告する。また、部長班長は市長（本部長）に報告する。

2 配備の命令を受けた市職員の行動

(1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。

(2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

(3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生

し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、状況に応じてこれに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

(4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。

イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

(5) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、状況に応じて付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。

(6) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

(7) 職員は、登庁の際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とすること。

3 準備指令（注意配備）における対応

(1) 主な職務

状況把握と第1配備指令（警戒体制）の検討並びに事前通告

(2) 職員の対応

防災課長から第1配備指令の事前通告を受けた職員は、職場に待機する。夜間・休日時は自宅待機

4 第1配備指令（警戒体制・災害警戒本部設置）における対応

(1) 主な職務

ア 災害状況の把握、災害警戒本部の設置、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討（総務部）

イ 応急対策

(2) 職員の対応

ア 総務部長から指示のあった職員は会議室に集合する。

イ 夜間・休日時は、即登庁し待機する。

(3) 消防団

ア 消防団長は、統括副団長を大和庁舎へ、それ以外の副団長・本部員に各地区の庁舎へ集合するよう指示する。

イ 各庁舎において副団長・本部員は、消防団長及び統括副団長の指示を受け、各消防署と連携を図り、災害状況を把握し、水防活動の実施と消防団の出動について協議する。

ウ 出動命令を受けた分団長は、副団長・本部員の指揮のもと、分団員を統率し、災害現状の把握及び水防活動に従事する。

エ 消防団長が参集できない場合、筆頭副団長がその任に就く。

5 第2配備指令（緊急体制・災害対策本部設置）における対応

(1) 本庁職員の対応

ア 課長以上の職員は、総務部長の指示により、大和庁舎3階会議室に集合する。

イ 災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。

(2) 消防団

各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。

6 第3 配備指令（非常体制・大規模災害・災害対策本部設置）における対応

(1) 職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、災害対策本部長の指示により対応に当たる。

(2) 消防団

全分団員は、各分団の詰所に集合して出動体制を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

2-1 地震情報等

■基本事項

災害応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報等、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

■対策

第1 地震情報等

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達し最終的に住民に伝える。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
茨城県	茨城県南部	桜川市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

入手場所	取るべき行動の具体例
	ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

2 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。

市及び県は、住民に対して国の指示や呼びかけに応じた防災対応についての呼びかけを行うとともにそれぞれの所管する業務に関する対応を実施する。

南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計^{*4}での有意な変化^{*5}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{*5}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{*6}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード [*] 7.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合〔巨大地震警戒に該当する場合は除く〕 ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ 〔巨大地震警戒〕、〔巨大地震注意〕のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。
- ※5 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。
- 具体的には、
- レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
- レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
- レベル3：レベル1の2倍に設定。
- 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- ※6 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
- 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※7 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。

その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

当該情報が発表された場合、市及び県等は、先発地震発生後 1 週間の間は、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて住民に対し防災対応についての呼びかけを行う。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合 ○ 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合

5 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方气象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 4 以上（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 5 弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後 1～2 時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月月初旬） 	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

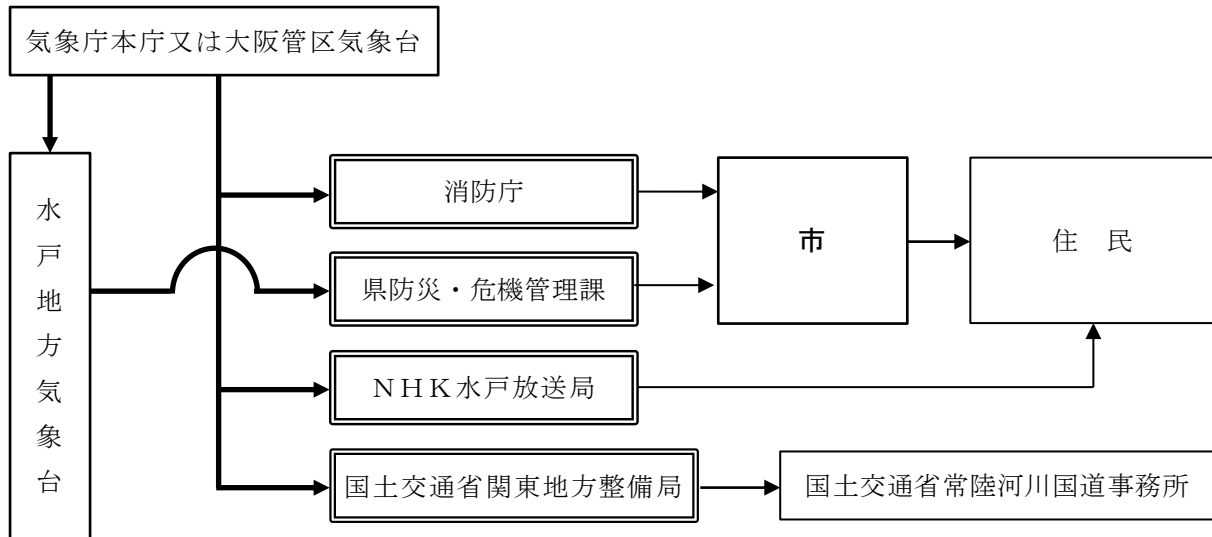
第2 伝達系統

地震情報等の伝達及び周知徹底は、概ね次の系統図により行う。
 また、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、地震情報等の収集に努める。

1 地震情報等伝達系統図

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統

地震情報伝達系統図



注) \longrightarrow : 専用線による伝達 \longrightarrow : その他の伝達手段

(2) 各機関の措置

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとする。

ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁又は大阪管区気象台から発表された地震情報を伝達し、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

また、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内250m四方ごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

イ 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課が受領し、県防災・危機管理課長は、必要に応じ関係市町村に通知するものとする。

ウ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知するものとする。

エ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよ

うに努めるものとする。

オ 市における措置

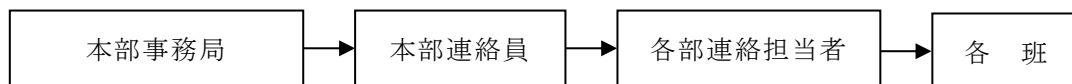
(ア) 市長（本部長）は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(イ) 市長（本部長）は、情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努める。

カ その他の防災関係機関の措置

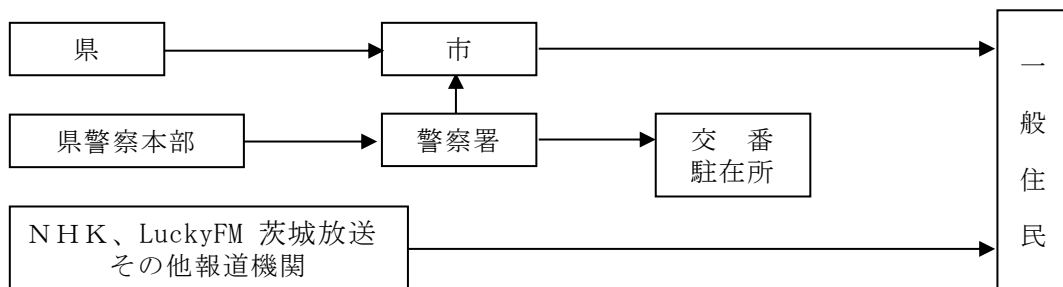
水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

2 内部の伝達計画



3 住民への周知徹底

市は、同報系防災無線、広報車、携帯電話、インターネット（市ホームページ、桜川市情報メールー斉配信サービス、市公式SNS等）、戸別訪問等あらゆる手段を用いて、気象予警報の伝達を徹底する。



第3 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長（本部長）に通報するとともに消防、警察に通報する。

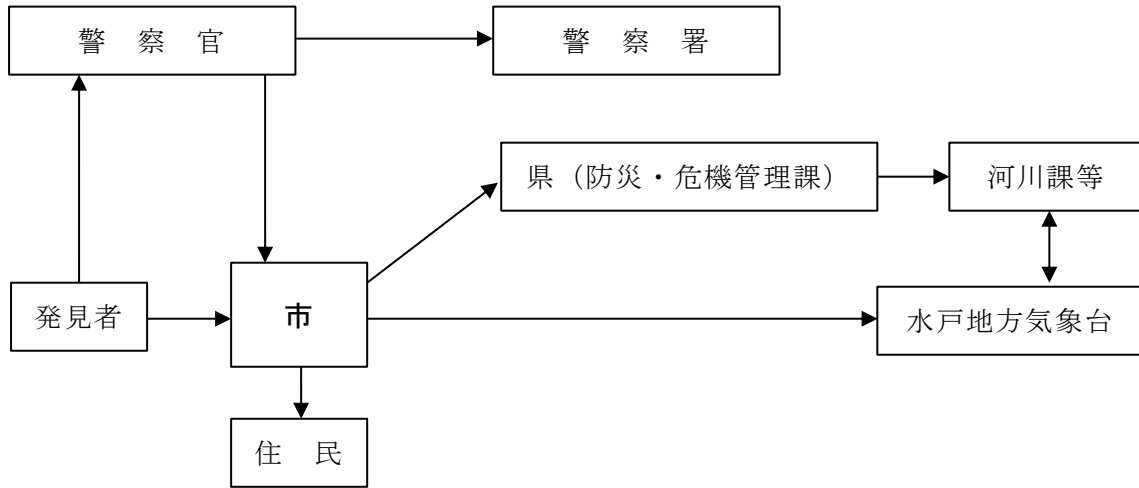
また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報

通報を受けた消防、警察官は、直ちに市長（本部長）及び上部機関に通報する。

3 市長（本部長）の通報

1、2により通報を受けた市長（本部長）は、直ちに水戸地方気象台及び県（防災・危機管理課）に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。



2-2 災害情報の収集・伝達計画

■基本事項

地震災害が発生した場合、迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保し、通信設備の緊急点検を行うよう努める。

■対策

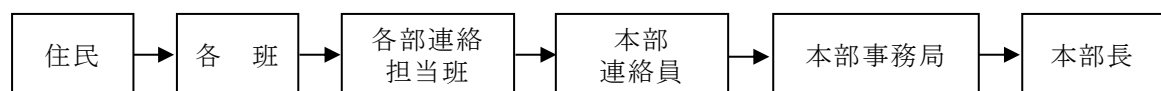
第1 災害情報の収集・伝達

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 地震情報の収集・伝達

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、本部事務局においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。



2 重点的に把握すべき被害概況

- (1) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- (2) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀等）
- (3) 道路、鉄道の状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- (4) がけ崩れの状況（位置、被災戸数）
- (5) 道路渋滞の状況
- (6) 災害概況
- (7) 人的被害状況
- (8) 災害対策本部設置状況
- (9) 避難所状況
- (10) 避難指示等・警戒区域設定状況

3 行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

- (1) トップマネジメントは機能しているか
- (2) 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- (3) 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

『資料編 市町村行政機能チェックリスト』

第2 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関すること。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 救助法適用の必要性

2 各機関の情報収集・伝達活動

(1) 市の活動

ア 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

- (ア) 市災害対策本部を設置したとき
- (イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (エ) 市域において震度4以上の地震が発生したとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

県の報告先

県防災・危機管理部 防災・危機管理課

防災TEL：8-100-8400 NTT TEL：029-301-2879

防災FAX：8-100-8450 NTT FAX：029-301-2898

国（消防庁）の連絡先

回線別		区分	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		14290-49013	14290-49102
	F A X		14290-49033	14290-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話		9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49102
	F A X		9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

イ 報告すべき主な内容

- (ア) 被害状況
- (イ) 人的被害状況
- (ウ) 災害対策本部設置状況
- (エ) 避難所状況
- (オ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令状況
- (カ) 道路規制情報

ウ 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について県へも連絡する。

エ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

オ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

カ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(2) 防災関係機関の情報収集・伝達活動

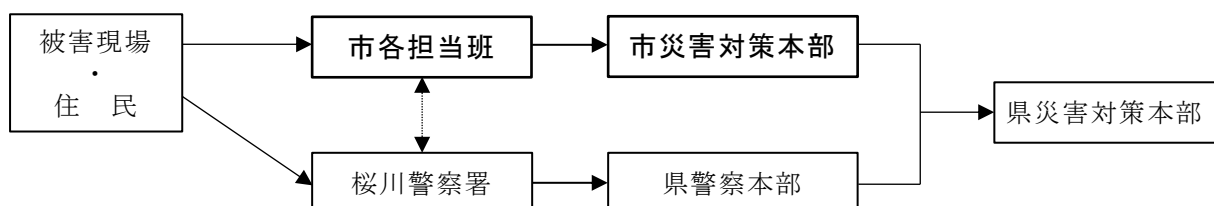
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

(3) 被害種類別の情報収集・伝達系統

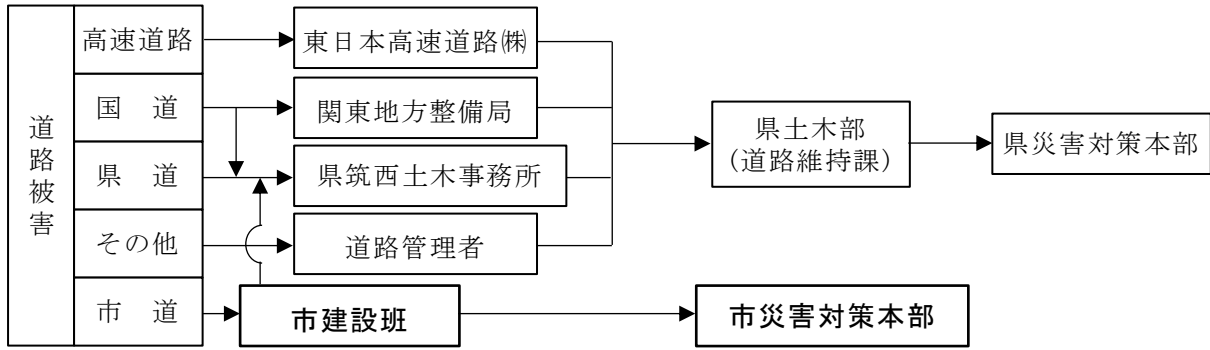
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、市は、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

防災関係機関の連絡先は、資料編のとおりである。

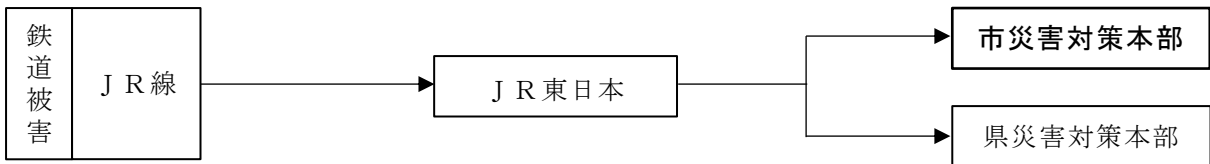
ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害等に関する伝達系統



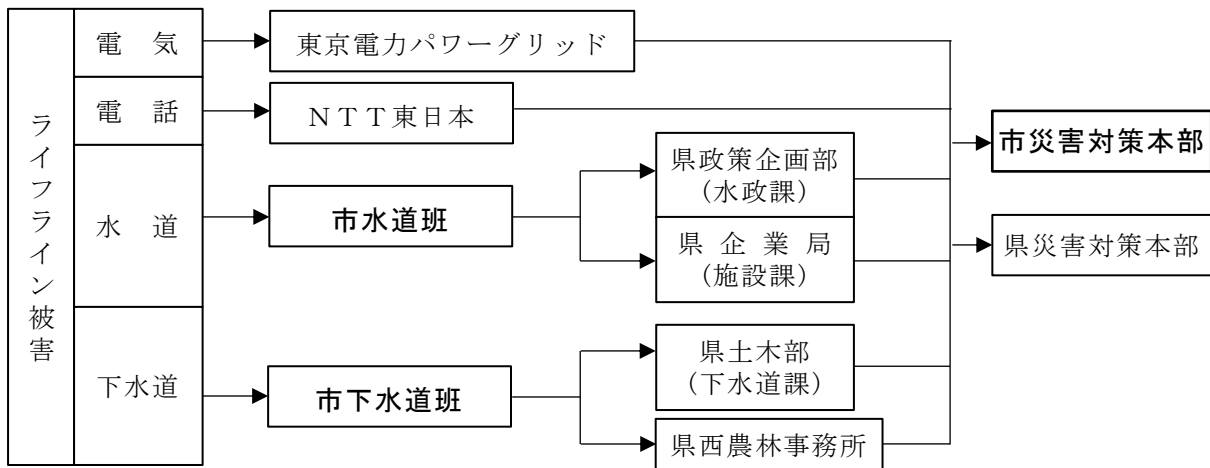
イ 道路被害に関する伝達系統



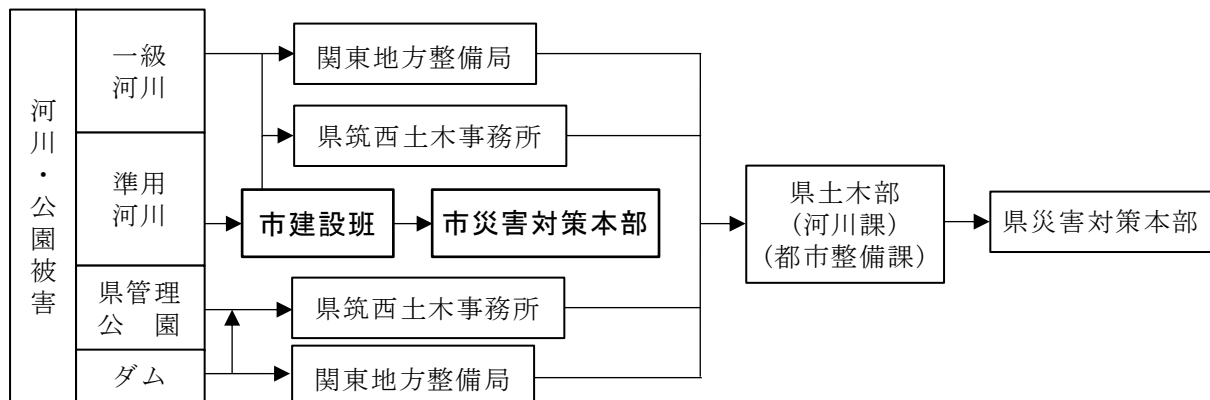
ウ 鉄道被害に関する伝達系統等



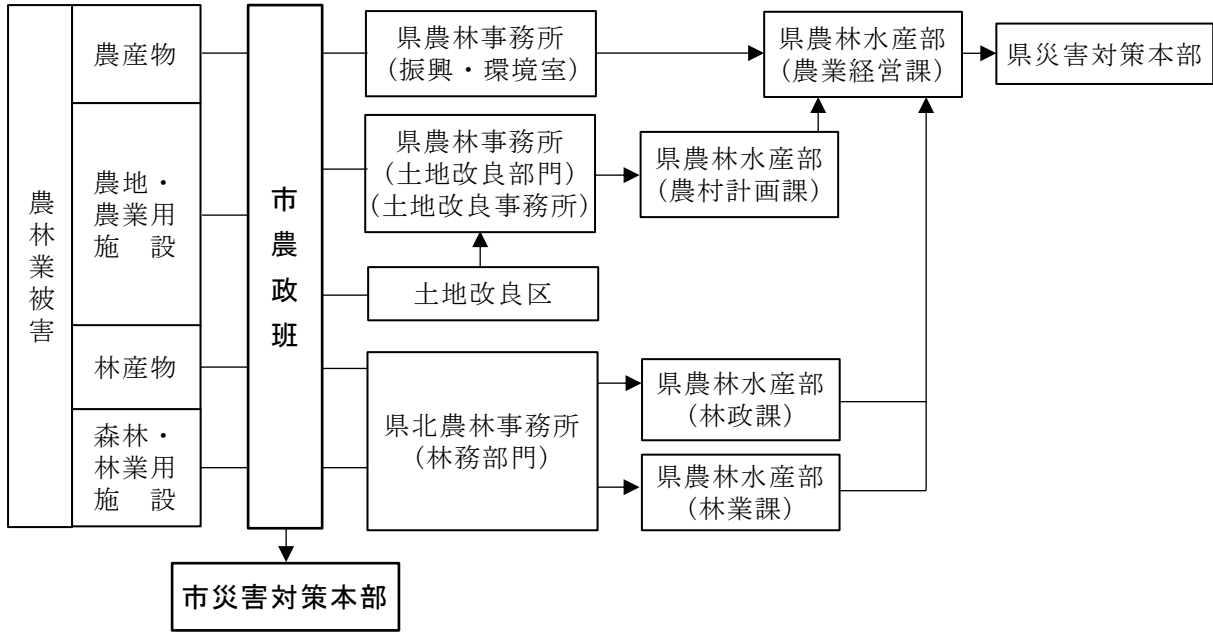
エ ライフライン被害に関する伝達系統



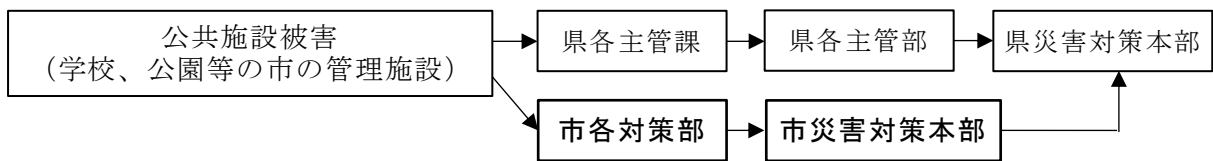
オ 河川等に関する伝達系統



カ 農産物、農地、農業基盤、林産物、隣地、林業基盤、山地に関する伝達系統



キ その他公共施設に関する伝達系等



『資料編 防災関係機関窓口』

(4) 被害の判定基準

被害の判定基準については、資料編のとおりである。

『資料編 災害概況即報』

2-3 通信計画

■基本事項

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

■対策

第1 通信手段の確保

1 震度4以上の地震発生時における通信施設の緊急点検等

(1) 防災端末

市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。

(2) 有線電話

ア 庁内、庁外線の異常の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあつては出先機関との通話状態、勤務時間外にあつては、N T T東日本、関係機関の通話状態を確認する。

イ 点検の結果、通話不可能の場合は、直ちに情報収集及び伝達要員の確保に努め「災害対策本部」等の連絡に当たる。

(3) 無線電話

ア 通信担当者は、直ちに無線通信機器等の点検及び試験を行い、異常の有無を確認する。

イ 停電時の通信機器及び照明等の非常電源を確保する。

ウ 有線が途絶した場合は、警察通信設備、自衛隊通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象保安通信設備、鉄道保安通信設備、電力保安通信設備等の、無線通信施設を利用する。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

(4) その他手段での対応

N T T等の公衆回線を含め、すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

なお、自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

第2 通信途絶時の対応

1 無線通信の確保

有線電話系統が通信不能となった場合は、防災行政無線、アマチュア無線等の通信網により情報収集の把握に努める。

2 情報収集連絡要員の確保

(1) 有線電話、無線電話による通信が困難な場合は、情報収集連絡員を確保する。

(2) 情報収集連絡員は、自転車、オートバイを使用し、避難所と本部との連携及び連絡途上における被害状況の把握に努める。

3 被害状況の空中偵察要請

市長（本部長）は、情報収集が極めて困難と判断したときは、自衛隊、県警察等に対してヘリコプターの出動を要請し、上空からの確な被害状況の把握に努め、応急活動の実施及び関係機関への応援要請の判断を行う。

第3 災害時の通信手段の確保

1 NTT東日本の災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

(1) 災害時優先電話の活用

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、既設の電話番号を「災害時優先電話」として活用できるよう準備する。

(2) 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※受付時間8時～19時まで)

(ア) 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。

(イ) 発信電話番号と機関名称等。

(ウ) 電報の宛先住所と機関名称等

(エ) 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

(3) 携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

2 非常通信

(1) 非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長（本部長）は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

また市長（本部長）は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

機関名	通信設備
警察事務を行う者（桜川警察署）	茨城県警察本部間無線通信施設
消防事務を行う者（桜川消防署）	消防用超短波無線電話施設
水防事務を行う者（県筑西土木事務所）	県庁間無線通信施設
鉄道事業を行う者（JR岩瀬駅、大和駅、羽黒駅）	無線有線混在通信施設
電気事業を行う者（東京電力）	東京電力支店間無線電話施設
その他	各タクシー会社の無線通信設備

イ 事前協議の必要

- (ア) 市長（本部長）は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- (イ) 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(2) 非常通信の実施

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上で行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての実態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (シ) 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱無線局

官公庁、会社等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

ウ 発信の手続き

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙

でもよい。)に電文形式(カタカナ)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所・氏名(職名)及び分かれば電話番号。

(イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合はカタカナ換算)にする。

(ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のマスをあけない。

(エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように)を記入する。

(オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の利用

市長(本部長)は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第55～57条)。

また、市長(本部長)は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第79条)。

使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備	・水防通信設備	・気象通信設備	・電力通信設備
・消防通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備	・自衛隊通信設備

ア 事前協議の必要

(ア) 市長(本部長)は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする(事前対策)。

(イ) 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

イ 警察通信設備の使用手続

市は、警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合、警察本部との協定に基づき、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行う。

(4) 放送の利用

市長(本部長)は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を知事を通じてNHK水戸放送局及び株式会社 LuckyFM 茨城放送に要請する。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(6) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、市及び防災関係機関は使送により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、本章 第3節 3-1 「自衛隊の災害派遣要請計画」に基づき要請手続きを行う。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図る。

(1) アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

2-4 広報計画

■基本事項

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

■対策

第1 被害情報の収集及び広報機関

1 災害情報の収集

災害情報の収集については、本編 第3章 第2節 2-2 「災害情報の収集・伝達計画」に定めるほか、次の要領によって収集する。

- (1) 秘書広報班は、現地に職員を派遣する等、災害現場写真を撮影する。
- (2) 災害の状況によっては、現地調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

2 災害情報の広報

(1) 被災地住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）

イ 避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容

ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ

エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

オ 近隣の助け合いの呼びかけ

カ 公的な避難所、救護所の開設状況

キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況

ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況

ケ 救援物資、食料、水の配布等の状況

コ し尿処理、衛生に関する情報

サ 被災者への相談サービスの開設状況

シ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報

ス 臨時休校等の情報

セ ボランティア組織からの連絡

ソ 全般的な被害状況

タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

ア 避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容

- イ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ 被災地への物資支援の呼びかけ（必要に応じて、物資支援自粛の呼びかけ）
- カ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- キ 全般的な被害状況
- ク 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

第2 放送の要請

市長（本部長）は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、次に定めた手続きにより、報道機関（NHK水戸放送局、LuckyFM茨城放送）に放送を要請できる。

1 災害放送要請の方法

(1) 災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告について、次の系統へ要請することが適切と考えるときは、秘書広報班により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

ア 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話又は口頭によることができる。

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 放送希望日時
- (エ) その他必要な事項

(2) 緊急警報放送の要請

市長（本部長）は次のような場合で、災対法第57条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、報道機関（NHK水戸放送局、LuckyFM茨城放送）に要請する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

イ 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通報等
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (ウ) その他市長（本部長）が特に必要と認めるもの

緊急警報放送要請系統図



第3 広報手段

1 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) ハンドマイク等による呼びかけ
- (4) ビラの配布
- (5) インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール斉配信サービス、市公式SNS等）
- (6) 立看板、掲示板
- (7) 防災ヘリコプターによる呼びかけ

2 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自ら行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

3 Lアラートの活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、県へ依頼する。

4 民間アプリの活用

市、防災関係機関は、X(旧 Twitter)やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。

第4 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、企画班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成に当たる。

- 1 広報担当者、他班等の撮影した災害写真、ビデオ
- 2 災害応急対策活動取材した写真、ビデオ
- 3 各関係機関及び住民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

第5 庁内連絡

企画班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内LANを利用し職員に周知する。

第6 報道機関への対応

1 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供する。

2 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施する。
- (2) 発表は、原則として本部長又は秘書広報班長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関、市及び市内に事業所を有する事業者が、災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について、災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (4) 秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第7 広報に関する留意点

- 1 通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- 2 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- 3 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- 4 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- 5 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達するよう努める。
- 6 企業・事業所、学校等は、観光客、通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達するよう努める。
- 7 避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、分かりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。

第8 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適

切な処理がなされるよう努める。

第9 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

3-1 自衛隊の災害派遣要請計画

■基本事項

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

■対策

第1 自衛隊に対する派遣要請

1 災害派遣要請

市長（本部長）は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報等から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があると認めれば直ちに知事を通じて派遣を要請するものとする。

災害派遣要件の範囲

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

2 災害派遣要請の手続き

- (1) 市長（本部長）は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- (2) 市長（本部長）は上記（1）の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

災害派遣要請先

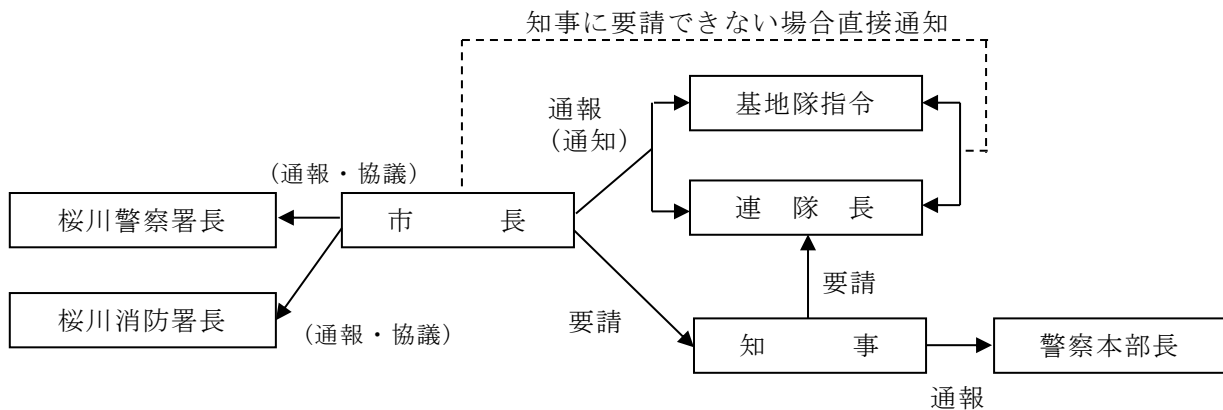
区分	担当課名	電話番号
県	防災・危機管理部 防災・危機管理課	029-301-2879

自衛隊連絡先（県内）

	部隊等の長 (所在地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
	武器学校長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿 121-1)	総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029(887)1171 内線 時間中 226 時間外 300、302

部隊等の長 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	0280(32)4141 内線 時間中 236、237 時間外 203
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右粍町 2410)	警備課長	駐屯地当直司令	029(842)1211 内線 時間中 2410 時間外 2302
航空 自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215

派遣要請系統図



3 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

項 目	内 容
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 自衛隊との連絡

市長(本部長)は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は市域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第3 自衛隊受入体制の確立

1 市の任務

市長(本部長)は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入体制を整備するとともに、派遣部隊及び県又は関係機関との連絡に当たるため、必要に応じ県から職員を受入れる。

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等

を準備する。

イ 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は防災課長が担当する。）。

ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

(2) 災害派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長（本部長）に報告する。

2 ヘリコプターの受入れ

市長（本部長）は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、あらかじめ定めている施設又は他の適切な箇所に、別に定める基準及び要領によりヘリポートを設営し、受入体制を整える。

第4 撤収要請

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は概ね次のとおりである。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

3-2 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行

■基本事項

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、その事務の全部又は一部について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関が代行する。

■対策

第1 応援要請の実施

1 他市町村への要請

市長（本部長）は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長（本部長）は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求めるときは、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

(2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長（本部長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市長（本部長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。なお、市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請する。

第2 応急措置の代行

1 県による応急措置の代行

市域に災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、県が市に代わって行うものとする。

2 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送道路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、指定行政機関等が市に代わって行うものとする。

第3 受援体制の確保

1 連絡体制の確保

市長（本部長）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受援体制の確保

（1）連絡窓口の明確化

市長（本部長）は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を防災課とする。

（2）受入施設の整備

市長（本部長）は、県、他市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設を定め、災害時に迅速に対応できるよう整備しておく。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

なお、他市町村等からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

（3）感染症対策

感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない場合、県外の地方公共団体から応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントの支援に当たる総括支援チームの派遣や災害対応業務の支援に当たる対口支援チームの派遣を県に要請する。

(5) I S U T [アイサット] の受入体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、市及び県等の防災対応を支援する役割を持つ。

市は県と連携の上、必要に応じて派遣される I S U Tとも連携し、対応に当たるものとする。

(6) 海外からの支援の受入れ

市長（本部長）は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

第4 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- 1 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- 2 応援のために提供した資機材等物品の費用、輸送費等

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第5 消防機関の応援要請及び受入体制の確保

1 応援要請

市内の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

また、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- (1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 災害が拡大し県内の他市町村又は県外に被害が及ぶおそれのある災害
- (3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (4) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- (5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

緊急消防援助隊の要請先

◆平日 消防庁応急対策室 NTT 03-5253-7527 衛星 048-500-90-49013	◆休日・夜間 消防庁宿直室 NTT 03-5253-7777 衛星 048-500-90-49102
---	--

2 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、市災害対策本部又は消防本部に設置する指揮本部とする。

(2) 受入施設の整備

市長（本部長）及び知事は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

ア 災害状況の情報提供、連絡・調整

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示

ウ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた市の負担とする。

3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画

■基本事項

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

■対策

第1 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

1 ヘリコプターの支援要請

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長（本部長）は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請し、被害の情報収集、救出、救助活動を行う。

1 要請基準

市長（本部長）は、当該災害について次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

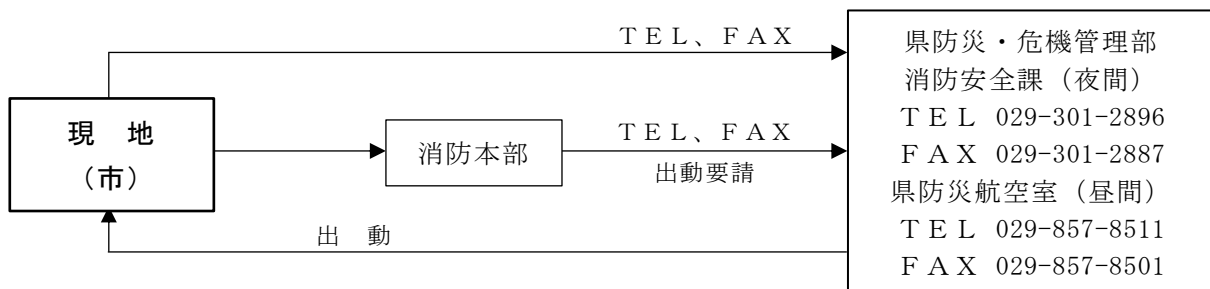
- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 市内の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急輸送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

2 要請の方法

応援要請は、県防災・危機管理部消防安全課あてに電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 出動要請系統



4 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ ドクターヘリの重複要請時における補完的運航

(2) 救助活動

- ア 河川、湖沼での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

- ア 緊急消防援助隊による消防の応援又は支援
- イ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく消防の応援
- ウ 近隣都県等との協定に基づく相互応援

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

(10) 運行時間

航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする（この時間以外、待機はしていない。）。ただし、緊急運航時においては、この限りでない。

5 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「4 防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の（1）から（5）までに掲げる活動で、通常運航に優先する。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長（本部長）が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（別記様式）により県消防安全課長に行う。

6 茨城県ドクターヘリコプターの緊急要請

市長又は消防長はドクターヘリコプターの緊急運行を要請する場合は、「茨城県ドクター

ヘリ運航マニュアル」に基づき要請する。

7 ヘリコプターの積極的な活用

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、積極的に派遣の要請を行う。

3-4 他市町村被災時の応援

■基本事項

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

■対策

第1 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができるものとする。

1 職員の派遣

市は、他市町村において大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

2 被害情報の収集

市は、必要に応じて、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受入施設の提供等

市は、必要に応じ、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行う。

4-1 災害警備計画

■基本事項

大規模災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から住民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため警察は、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

■対策

第1 災害警備本部の設置

- 1 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、桜川警察署に現地災害警備本部を設置する。
- 2 災害警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「県警察災害警備計画」による。

第2 警備体制及び警備部隊の編成運用

別に定める「県警察災害警備計画」による。

第3 災害警備活動等

災害発生時に行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 被害状況の把握
- 2 救出救助活動等
- 3 避難誘導等
- 4 二次災害の防止
- 5 交通対策
- 6 保安対策
- 7 遺体見分、検視及び行方不明者の調査
- 8 被災者等への情報の発信
- 9 感染防止対策

第4 活動に対する援助要請

1 他の警察署、都道府県警察に対する援助要請

桜川警察署は、災害の規模が大きく、署内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できないときは、県警本部に援助を要請する。

2 関係機関に対する援助要請

桜川警察署は、警備実施上必要があるときは、関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県災害対策本部を通じて行い、その他の機関に対しては当該機関に対し、県警本部を通じて、あるいは直接行う。

4-2 避難計画

■基本事項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長（本部長）等は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

■対策

第1 避難指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長（本部長）は関係機関の協力を得て、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」（以下「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」をまとめて、「避難指示等」という。）を適切な段階で発令し、被害の軽減を図るものとする。

1 避難が必要となる災害

地震による災害が発生し、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、情報収集に努め、適切な避難情報を発令する。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ・地震による建物倒壊 | ・延焼火災 |
| ・地震水害（河川、ため池等の氾濫） | ・土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等） |
| ・危険物漏えい（毒劇物、爆発物） | ・その他 |

2 避難指示等の種類

市長（本部長）は、地震発生に伴う、火災、地震水害、土砂災害等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生した場合又は切迫している場合は緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかける。

なお、地震発生後の降雨による災害については、風水害等災害対策編 第3章 第4節 4-2「避難計画」による。

避難指示等の種類

区 分	発表される状況
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長(本部長)が発令)</p>	<p>「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長(本部長)から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できる。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長(本部長)が発令)</p>	<p>「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長(本部長)から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(居住者等のリードタイムの確保)が期待できる。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長(本部長)が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)」 災害が発生又は切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長(本部長)から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平常時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>

3 避難指示等の実施責任者及び基準

(1) 避難指示等の実施責任者及び基準は次のとおりである。

避難指示等の実施責任者及び基準

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)		市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示等 (警戒レベル4)		市長 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
		知事 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
		知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		警察官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
		警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)		自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
		市長 (災対法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 市長（本部長）が不在の場合の避難指示等の措置

市長（本部長）が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、市長（本部長）に連絡の取れない場合の避難指示等の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行う。

第1位 副市長 → 第2位 総務部長

4 避難指示等の要否を検討すべき情報

(1) 地震情報

本章 第2節 2-1 「地震情報等」による地震情報

- (2) その他
市で定める基準に達したとき。

5 国・県及び専門家の活用

- (1) 市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。
 (2) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、必要に応じて専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

6 避難指示等の基準

(1) 避難指示等の基準

避難指示等は、原則として次のような事態になったときにこれを行う。

- ア 避難の必要を予想される地震情報が発表されたとき。
- イ 地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ウ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 避難指示等の判断基準例（地震による災害の場合）

地震の発生に伴う災害については、次の状況が認められるときを基準として市が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、連続して発生する地震状況等も含めて総合的に判断するものとする。

なお、地震発生後の降雨による災害については、風水害等災害対策編 第3章 第4節 4-2「避難計画」によるものとするが、事前に地震による影響を受けていることを考慮する。

避難指示等発令の判断基準例（地震による災害の場合）

区分	判断基準
高齢者等避難 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 ・地震による火災が拡大するおそれがあるとき。 ・地震により、河川やため池等の堤防が損傷を受け、水害が発生するおそれのあるとき。 ・地震により、土石流、がけ崩れ、地すべり等が発生するおそれのあるとき。 ・地震により建物が損傷を受け、大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき、又はそのおそれがあるとき。 ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示時より条件が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。

※高齢者等避難・避難指示の別は、状況により判断する。

7 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難（準備）対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難指示等の理由
- (4) その他必要な事項

8 避難指示等の実施

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車（市役所所有車両）
- (3) テレビ、ラジオ等の報道機関
- (4) 警察車両、消防車両
- (5) 情報収集伝達要員による個別訪問及び信号（サイレン）
- (6) 施設管理者を通じての伝達（公的施設、学校等）
- (7) インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等）

9 知事への報告

市長（本部長）は、避難情報等の発令を行ったときは、速やかに知事に報告する。

10 関係機関への連絡

- (1) 施設の管理者への連絡

市は、市内の避難場所として利用する学校等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

- (2) 避難対象地域内の要配慮者利用施設への連絡

避難に時間を要する要配慮者の安全を確保するため、避難対象地域内の要配慮者利用施設に対し、避難指示等の内容を伝える。

- (3) 警察、消防等の機関への連絡

市は、避難住民の誘導、整理のため警察、消防等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求める。

- (4) 近隣市町への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、市は、近隣市町に対しても連絡しておく。

11 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

- (1) 住民への周知徹底

ア 避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図る。

イ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ウ 避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、必要に応じて高齢者等以外の者は普段の行動を見合わせ始めることなど、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておく。

エ 住民の安全な避難を可能とするため、地震後における強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、構造物が地震により被害を受けている可能性を考慮し、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保

するよう努める。

オ 避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意する。

カ 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

キ 市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

ク 文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

(2) 関係機関相互の連絡

市、県及び防災関係機関は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡する。

12 避難指示等の解除

市長（本部長）は、避難指示等を発令した後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難指示等の解除を行う。解除の伝達方法については避難指示等の発令に準じて行う。

また、避難指示等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努め、必要に応じて国・県に対し、助言を求める。

第2 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の措置を講ずる。

なお、警戒区域を設定したときは、その旨を住民に周知徹底するとともに、関係機関に連絡する。

1 警戒区域の設定権者

区分	実施責任者	目的
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長 (災対法第 63 条)	住民等の生命、身体及び財産の保護を目的とする。
	知事 (市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。) (災対法第 73 条)	
	警察官 (市長若しくはその委任を受けて職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。) (災対法第 63 条)	
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官 (市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。) (災対法第 63 条)	
水防上緊急の必要がある場所での警戒区	水防団長、水防団員、消防機関に属する者 (水防法第 21 条)	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除
	警察官	

区分	実施責任者	目的
域の設定権	(水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。) (水防法第21条)	し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	消防職員又は消防団員 (消防法第23条の2、第28条) 警察官 (消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。) (消防法第23条の2、第28条)	

2 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

警戒区域の設定権者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導

1 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行う。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- (1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (5) 住民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- (6) 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (7) 保健所との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努め

ること。

- (8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努める。

2 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

ア 災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等に居ては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の複層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や上層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

(3) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

第4 指定緊急避難場所の開放

市長（本部長）は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難指示の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

『資料編 避難場所、避難所、福祉避難所』

第5 避難所の開設・運営等

避難指示等を行った場合、住民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設する。

避難所の開設・運営に当たっては、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」（令和5年3月改定 茨城県）を参考とする。

1 避難所の開設

（1）担当職員の配置

避難所は、市長（本部長）の指示により、市職員によって開設する。

また、避難所の運営には、担当職員（＝運営責任者）を配置する。

担当職員は、避難所の安全を確認して開設準備を行い、開設後に避難者を受け入れ、その後、避難所を運営する。

（2）避難所の開設準備

担当職員は、施設管理者や自治会役員などの協力を得ながら避難所の開設準備を行う。その際、避難者（特に、自治会役員や自主防災組織等）に対して当面の協力を呼びかけ、有志を募り、手分けして準備を進める。

ア 避難者の安全確保

イ 施設の安全点検等

ウ 避難スペースの確保・レイアウト

エ 避難所開設に必要な物品の確保

オ ペットの避難スペースの確保

（3）避難者の受入れ

施設の安全が確認でき、避難所の開設準備が整った時点で、避難者の受入れを開始する。

ア 避難者の把握・管理

イ 避難者の受入れ

（4）報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、福祉班に対して、住民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

本部は、消防長、知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

(5) 地域住民への避難所開設の周知

防災行政無線や広報車による周知や、門や施設付近に「避難所表示看板」を設置するなど、地域住民に避難所の開設を周知する。

『資料編 避難場所、避難所、福祉避難所』

2 避難所の開設基準

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められるときは、避難所を開設する。

原則として市が避難所の開設の可否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

3 避難所の運営

(1) 避難所の運営主体

避難所の運営については、開設当初は施設管理者等の協力を得ながら、市職員が当たり、その後、応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難者による自主的な運営を行う「避難所運営委員会」を立ち上げ運営を移行する。市職員や施設管理者は、自主的な運営をサポートするものとする。

(2) 避難所運営委員会の設置

- ア 避難所運営委員会は、避難者の中から選出する会長・副会長、各班の代表（＝班長）、自治会等の代表（＝組長）のほか、運営責任者、施設管理者で構成する。
- イ 多様な視点が運営に反映されるよう、男性・女性双方（女性は3割以上となることを目標）、様々な年齢や立場の方で構成する。
- ウ 会長・副会長は、運営委員会を統括し、運営委員会メンバーへの指示や情報提供を行う。また、避難所内の状況を把握し、必要事項を協議・決定する。

(3) 避難所運営会議の開催

避難所運営委員会は、避難所における問題・課題への対処や、市災害対策本部との連絡調整事項の協議など、避難所の運営を円滑に進めるため、「避難所運営会議」を開催する。

- ア メンバーは、避難所運営委員会の役員とする。
- イ 避難所の開設直後は、1日2回程度、特に連絡事項がない場合でも、最低限1日1回は会議を開催し、情報の共有や問題点の有無などを確認する。

(4) 避難所運営の役割分担

避難所内で発生する様々な作業を、役割を分担して避難者自身で行うために、活動班体制をとる。

- ア 活動班の設定や活動内容は、避難所の規模や避難者数、時間経過による状況の変化など、現場の状況に応じて、適宜、検討するものとする。
- イ 避難所が短期間で閉鎖されると見込まれ、活動班の編制までは至らない場合でも、なるべく多くの避難者に役割を分担してもらい、避難所を運営する。

(5) 避難所の閉鎖（統合）

ア 運営責任者は、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き状況などを見ながら、市災害対策本部と避難所の閉鎖（統合）に向けての検討を行う。

イ 避難所の閉鎖（統合）の時期は、市災害対策本部と協議して判断するが、概ね決まった段階で避難者への説明を行う。

ウ 避難所の撤収に当たっては、避難所の運営に係る記録や使用した台帳、物資の保管状況などを整理して、市災害対策本部に引き継ぐものとする。

エ 避難者の撤収が確認された後、避難運営委員会は、避難所閉鎖日をもって終了する。

4 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請報告する。

ただし、事態が急迫し、時間的余裕がないときは、隣接市町に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

(2) 市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

(1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力

(2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力

(3) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

(4) 要配慮者への配慮

(5) プライバシーの保護

(6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。

特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- エ 開設期間の見込み

第6 広域避難（広域一時滞在）

1 広域避難の手順

- (1) 市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (3) 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

3 滞在施設の提供

被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

4-3 輸送計画

■基本事項

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

■対策

第1 緊急輸送等の実施

1 実施機関

市及び防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

2 緊急輸送活動の基本方針

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先される輸送対象

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先される輸送対象

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (エ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

第2 緊急輸送道路の確保

1 被害状況の把握

市、県及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、組織機能を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

2 道路啓開の実施

(1) 市は、市内の道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県筑西土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(2) 県及び各道路管理者は、緊急輸送道路や所管する道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、自衛隊、消防機関、占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行うものとする。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換ができる待避所を設ける。

3 放置車両対策

市、県及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急通行車両の通行ルート確保

市は、県より指示を受けた場合は、市道について緊急通行車両の通行ルートを確保する。

5 緊急通行車両の通行の確保

市は、県公安委員会より要請を受けた場合は、緊急交通路の指定を受けた市道について緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う等、放置車両や立ち往生車両等の移動等の措置を行う。

6 啓開資機材の確保

市、県及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

第3 輸送手段の確保

1 市有車両（公用車）による輸送

各部の配車要求に対し円滑な運営を図るため、財政班は配車表を作成し、各車両の調達を行い活動する。

(1) 第1号指令

市役所全公用車は、本指令と同時に財政班の指定する場所に集合し出動命令を待つ。財政班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。

(2) 第2号指令

本指令と同時に財政班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、公用車を併せ配車する。

(3) 第3号指令

第1段階として公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町の輸送力の応援を求める。

(4) 各車両の遵守事項

ア 出動した車両は、命令された作業が終了したときは、直ちに財政班長に報告すること。

イ 命令を受けて出動した車両は、出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。ただし、人命に係る等やむを得ない場合は速やかにその作業を終了し、財政班長にその旨報告すること。

ウ 待機中の車両の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両から離れないこと。

2 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、東日本旅客鉄道株式会社に緊急配車を要請する。

3 陸上、航空自衛隊による輸送

災害時において、市が緊急に車両・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県を通じて車両等の供給要請を実施する。

4 茨城県バス協会

災害時において、車両などによる被災者移送の必要が生じたときは、市は、県を通じて社団法人茨城県バス協会に対し、乗合自動車等の供給を要請する。

5 茨城県トラック協会

災害時において、人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、市は、県を通じて茨城県トラック協会に対し、貨物自動車等の供給を要請する。

6 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保する。

7 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

第4 緊急輸送状況の把握

市は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急交通路に関する情報伝達窓口を設置し、非常無線通信等による緊急輸送主体からの問い合わせに対する的確な情報伝達を行う。

第5 交通規制

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、次のとおりとする。

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、概ね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む。）する。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

2 道路施設に被害が発生した場合の交通規制

(1) 被害状況の把握と連絡体制の強化

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を強化するとともに、桜川警察署等防災関係機関と連絡体制を強化して、道路・橋梁の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

(2) 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長あるいは警察官に通報する。連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するとともに、その道路管理者等に速やかに通知する。

(3) 復旧資機材等の確保

市は、市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに、復旧に当たっては相互に協力し、交通の確保に努める。

(4) 交通規制の実施

ア 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行う。

イ 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、桜川警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

(5) 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(6) 主要道路の啓開

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道

路において、市道については市が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図る。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関への周知徹底を図る。

(7) 通行禁止等における義務及び措置命令

ア 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

イ 措置命令等

(ア) 警察官の措置命令等

a 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずる。

b 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(イ) 自衛官の措置命令等

自衛官は、警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

(ウ) 消防職員の措置命令等

消防職員は、警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

ウ 災害対策を実施するための交通規制

(ア) 災害応急対策期

a 被災地への流入車両の制限

市は、警察などと協力し、災害発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

b 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

c 区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

d 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

(イ) 復旧・復興期

a 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

b 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

c 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

エ 運転者のとるべき措置

(ア) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

a できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

b 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

c 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

d 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 原則として避難のために車両を使用しないこと。

(ウ) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

a 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

b 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

c 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(8) 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関

1 地震災害対策計画

第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策

係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町に対しても速やかに規制の内容を通知する。

4-4 消防計画

■基本事項

地震災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護して死傷者等をできる限り軽減するための対策について定める。

また、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

■対策

第1 基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより住民、事業者あわせて出火防止と初期消火等に努め、震災から住民の生命、身体及び財産を保護する。消防活動の基本方針は次のとおりとする。

1 消火活動

- (1) 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- (2) 消防班は、防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。

2 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒物等の漏えい等により複合的に障害が発生することが予想される。このことから、消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努める。

3 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

第2 初動体制の確立

1 災害対策本部の初動措置

(1) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図る。

(2) 特別配備体制の確立

発生した地震の規模により、有線の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

(3) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

2 消防班の初期措置

地震発生直後の措置として、次の第1次・第2次行動を順次実施し、無線により消防本部に報告する。

(1) 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

(2) 第1次行動

ア 人命の安全

消防車両等に救援資機材、又は消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。

イ 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

ウ 災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び、周辺道路の通行障害の状況を調査する。

(3) 第2次行動

ア 資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

イ 災害状況の把握

火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努める。

3 非常参集

地震発生を知った場合は、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

4 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等要配慮者については、優先し活動を行う。

5 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止に当たるものとする。同時多発の場合は、二次災害等を配慮して、住民に協力を求める。

第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリコプターによる偵察、巡回等により、情報の収集に努める。

第4 火災防御活動

1 消防機関による消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長（本部長）及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物（医療機関、避難場所、危険物取扱所、防災拠点施設等）周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防団の活動

(1) 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うが、消防団本部又は市本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(2) 任務

ア 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒

イ 人命救助及び避難誘導

ウ 中継送水等の相互応援

エ 残火処理の徹底

オ 情報収集、伝達

カ その他命令による業務

3 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

第5 消防活動体制の整備

市は、地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分な計画を樹立しておく。

1 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、地域内における危険地域のうち、概ね次に掲げる危険区域について調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけ崩れ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

2 火災警報

市は、消防法第22条第3項の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに火災警報を発令する。

(1) 火災警報発令中の火の使用制限

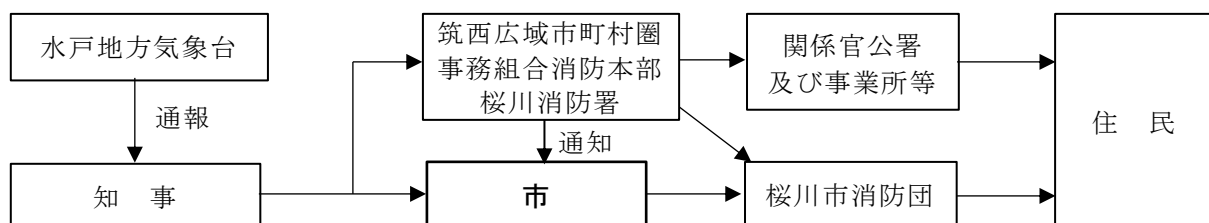
火災警報発令中の火の使用制限は、次の各号による。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(2) 警戒広報

警戒広報は、火災警報が発令されたとき、及びその他に警戒を必要とするときに広報車等により、管内全域を広報する。

(3) 火災警報発令系統図



(4) 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したとき又は降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

3 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (オ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

第6 救助・救急活動

1 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は消防隊及び救急隊により実施することを基本とする。また、消防長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。

2 消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長（本部長）及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上、実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を

優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者に必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防本部は搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応急状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、活用を図る。

エ 負傷者などを搬送する市内の病院施設は、資料編のとおりとする。

『資料編 病院一覧』

3 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

第7 緊急消防援助隊の要請及び受入れ

大火災発生時における災害の鎮圧、及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、県を通じて行う。

1 初動措置後の火災防御活動

市長（本部長）は、市の消防力をもってしても消火、人命救助、救出ができないと認める場合は、他の消防機関の応援を求める。この場合の応援部隊の受入れについては、応援消防隊数を勘案し、あらかじめ受入場所を決定しておく。

- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察署・消防署への連絡

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

4-5 水防計画

■基本事項

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、浸水対策等の対応を実施する。

■対策

第1 水防活動

市の水防活動は、基本として、災害対策本部の体制にて実施する。

- 1 区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡、通報
- 2 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- 3 水防管理団体相互の協力及び応援

第2 緊急時の措置

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、次の対応を実施する。

1 市の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水等による浸水の発生が予想されるので、市長（本部長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

また、地震被害により、堤防の崩壊、水門・樋門の被災等の通報があった場合、直ちにその通報箇所を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

2 施設管理者等の措置

河川、ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

4-6 交通計画

■基本事項

震災時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の災害輸送を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

■対策

第1 予想される状況

大地震の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛り上り、段差、また路面の崩壊、電線等の垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

第2 交通応急対策計画

災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

1 被災情報及び交通情報の収集

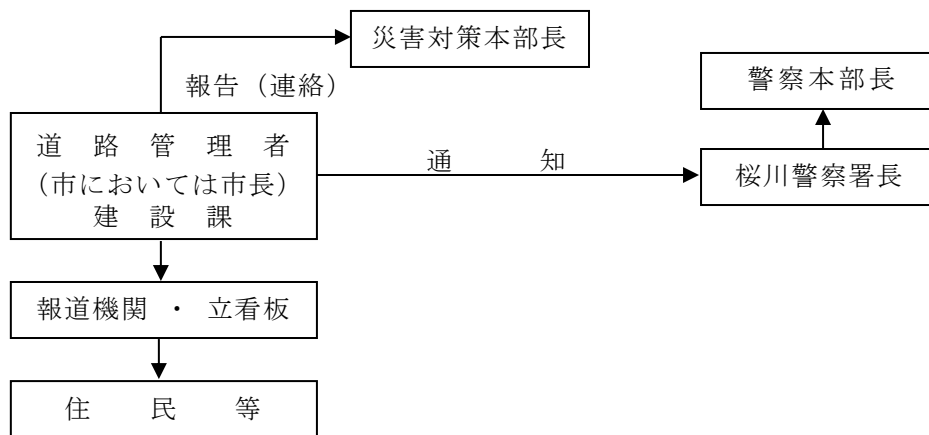
災害の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、欠壊、その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行い、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、住民等に周知させるように努める。



(2) 市が管理する道路

ア 道路、橋梁等

- (ア) 警察官、建設課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- (イ) 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに桜川警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係る迂回路等を指定して交通の安全確保を図る。
- (ウ) 危険箇所、災害箇所については、各管理機関のもとに緊急措置を行い速やかに交通を確保する。
- (エ) 電力・通信・水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、桜川警察署と協議し必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い速やかに交通を確保する。
- (オ) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握する。

イ 危険箇所の選定

市長（本部長）は、桜川警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定する。

ウ 危険区間台帳の整理

市長（本部長）は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を桜川警察署長に送付する。

エ パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化する。

オ 通行の禁止・制限

市長（本部長）は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合は桜川警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第45条に規定する道路標識を設置する。

カ 情報の収集及び交換

市長（本部長）は、桜川警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。また、情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第46条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準又は要綱は、概ね次のとおりである。

実施者	範囲	根拠法
国土交通大臣 知事 市長	1 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、止むを得ないと認められる場合	道路法第46条
県公安委員会	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災対法第76条
警察署長	2 道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第5条
警察官	3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合	道路交通法第6条

3 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (1) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施する。
- (2) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行う。
- (3) 災対法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から4、5日ないし1週間程度）〕

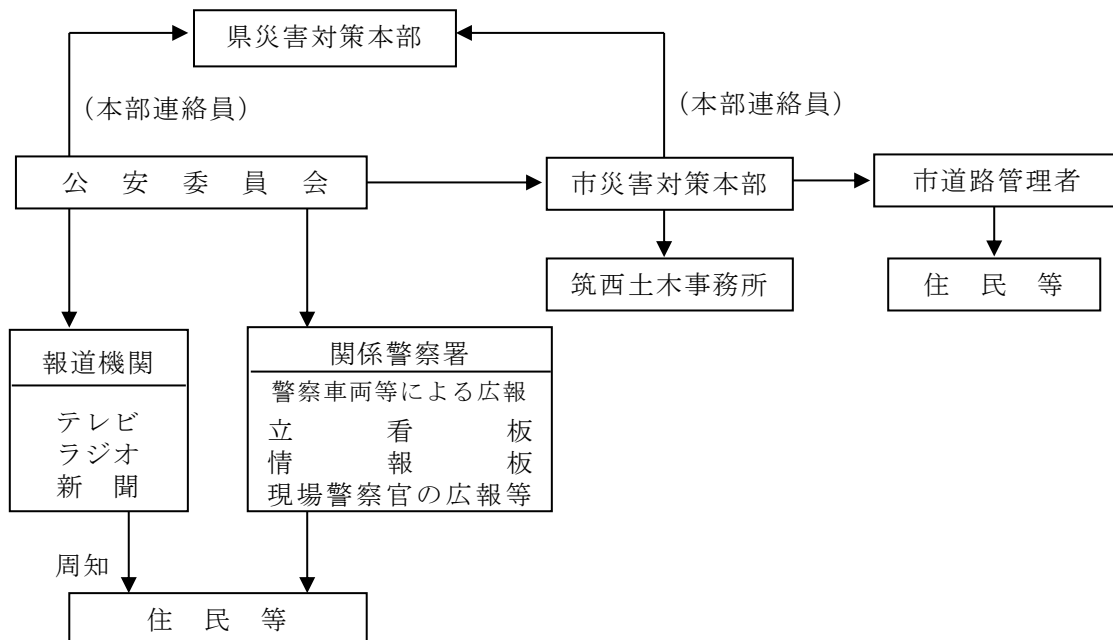
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災対法第76条第1項の規定に基づき、交通管理者（警察署）は交通規制を迅速に実施する。

ア 規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更する。

イ 周知徹底

道路管理者は、災対法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し住民等に周知する。



ウ 規制方法

道路管理者による規制は、災対法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行う。

(ア) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容の周

知に努める。

(イ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため(ア)の標示を設置する時間的余裕がない場合、又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ 迂回対策

(ア) 道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

(イ) 道路管理者は、迂回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等の措置を講じる。

オ 広報活動

(ア) 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く住民への周知に努める。

(イ) 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。

(4) 道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災対法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

ア 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

イ 規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行う。

ウ 規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(ア) 車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定する。

(イ) 一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を

禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底する。

(ウ) 規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

4-7 労務供給計画

■基本事項

本計画では、地震発生時において不足し必要となった労務者等の雇上げについて定める。

■対策

第1 労務供給の実施

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策本部における雇上げは、その職種等によって関係部が行う。

1 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、茨城労働局を通じて行う。
- (2) 求人を受けた茨城労働局は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

2 救助法による労務者の雇上げ

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

(2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

第2 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災対法、救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災対法第65条第1項	市長、警察官
		災対法第65条第2項	
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第24条	知事
	協力命令	救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災対法第71条第1項	知事 市長 (委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	措置命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、 消防長

第4 その他

- 1 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、被害状況を説明し従事作業用の器具等を持参させるようにする。
- 2 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法によるものとする。

4-8 地域の孤立対策計画

■基本事項

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した地域に対して、市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

■対策

第1 孤立した場合の対応

1 市

- (1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) 居住地や避難所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。
- (4) 医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 市からの孤立情報を受けて、消防防災ヘリコプターの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 通信のそ通に対する応急措置
災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。
- (3) 通信の利用制限
通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (4) 災害用伝言サービスの運用
大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 桜川警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

4-9 医療・助産計画

■基本事項

震災のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療体制が混乱した場合における医療及び助産の対策は、本計画の定めるところによる。

■対策

第1 実施機関

- 1 市長（本部長）は、必要に応じて救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。
- 2 本市で処理不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。
- 3 2により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班により実施し、必要に応じて県が組織する救護班、国立病院等で組織する救護班及び社団法人茨城県医師会（以下「県医師会」という。）が組織する救護班の応援を求めて実施する。

第2 市の対応

市長が実施する医療及び助産は、次に掲げる場合とする。

- 1 救助法が適用された場合において、市長（本部長）の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間。
- 2 救助法が適用されない小災害の場合。
- 3 救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長（本部長）に委任したとき。

第3 実施の方法

救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

第4 救護所の設置

1 救護所を設置

- (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (2) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (4) 救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- (5) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

『資料編 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（緊急告示医療機関）』

2 救護班の編成

- (1) 救護班は、医師（班長）、看護師、補助員をもって編成する。
- (2) 災害の程度により市の能力をもってしては十分でないとき、次の事項を明示して県に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT等）の派遣を要請する。
 - ア 必要人数
 - イ 期間
 - ウ 派遣場所
 - エ その他必要事項
- (3) 医療従事者が不足する場合には、医師会に協力を要請し、医療救護活動を行う。
- (4) 救護班の数は、状況に応じ市長（本部長）が定める。
- (5) 救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。
 - ア 救護班活動状況
 - イ 医療実施状況
 - ウ 助産台帳
- (6) 救護班の活動は以下の内容とする。
 - ア 被災者のスクリーニング（症状判別）
 - イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - ウ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
 - エ り災死亡者の確認
 - オ り災死亡者の検案
 - カ その他状況に応じた処置

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む。）及び広域医療搬送を行う。
- (7) 保健班は、DMAT等及び病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）が、円滑に医療救護活動が実施できるよう、救護班への特段の配慮を行うとともに、配置について関係機関と協議・調整を行う。

3 医薬品等の供給

- (1) 調達方法
 - ア 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、筑西保健所等に要請し、補給を受ける。
 - イ 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受ける。
 - ウ 市は、県内の医薬品卸売業者が、約3週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医理化機器協会等との連携を強化する。
- (2) 搬送、供給方法
 - ア 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送道路を活用する。
 - イ 販売業者は、市域の集積拠点まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

第5 後方支援活動

1 患者受入先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、広域災害救急医療情報システム（EMIS）や県保健医療部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市は関係機関と連携し、輸送車両の確保に努める。

また、状況により県に対して患者搬送のためヘリコプターの出動要請を行う。ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議の上、次の受入体制を確保する。

ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

3 人工透析等の提供等

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

市は、市内における人工透析患者の受療状況、透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体、病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等へのあせんに努めるものとし、病院間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、県に報告を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は県に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

(3) 周産期医療

市の保健師は、被災地において、妊婦の巡回相談や訪問指導を実施し、小児慢性疾患児に対する巡回相談や訪問指導については筑西保健所と協力し実施するものとする。

また、必要に応じ、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

第6 医療ボランティアの活用

災害ボランティアセンターと情報共有し、医療ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療ボランティアを有効に活用する。

第7 在宅要医療患者の医療救護

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

4-10 危険物等災害防止対策計画

■基本事項

危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

■対策

第1 危険物等流出対策

災害により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市に必要な広報を依頼する。

(2) 市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 石油类等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急処置の実施

災害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の防災マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

市は、市内の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 災害情報の把握・広報

市は、災害発生時には、必要により県及び県高圧ガス保安協会から災害情報の収集に努めるとともに、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

第4 毒劇物取扱施設の安全確保

1 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、筑西保健所、桜川警察署又は消防本部に連絡し、併せて、市に連絡する。

2 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、桜川警察署及び消防本部と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

第5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

4-11 燃料対策計画

■基本事項

災害時においても、庁舎の自家発電用燃料や応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

■対策

第1 連絡体制の確保と情報の収集

1 連絡体制の確保

市、県及び県石油業協同組合桜川支部は災害発生直後、連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 給油所の被災状況、燃料の調達の状況の確認

市は、県石油業協同組合桜川支部と連絡し、被災状況や燃料の調達の状況、石油元売各社の状況について確認を行う。

第2 重要施設への燃料の供給

市は、庁舎や重要施設の燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に対し、燃料供給を要請する。

第3 災害応急対策車両への燃料の供給

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合桜川支部に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 災害時緊急給油票の発行

市は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのか分かるような表示を行っておくこととする。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受ける。

第4 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に

対し燃料の確保を依頼する。

第5 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

5-1 被災者の把握

■基本事項

災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

■対策

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

(3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

第2 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第3 災証明書の発行

- 1 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。
- 2 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- 3 市は、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第4 被災者支援の仕組みの整備

災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

5-2 避難生活の確保、健康管理

■基本事項

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

■対策

第1 避難所等における生活環境の整備

1 避難所等における生活環境の維持

- (1) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。
- (2) 災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。
- (3) 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、熱中症等発災による二次被害への予防として空調設備等の充実による暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。
- (4) やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (5) 避難所運営に当たっては、県が策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「避難所感染症対策の手引き」等を参考に運営を図る。
- (6) 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

2 対象者に合わせた場所の確保

避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて、福祉避難所を設置する。

3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

第2 避難者の健康管理

1 被災者の健康状態の把握

- (1) 市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じ、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- (2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル第3版（令和7年3月）」「桜川市災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。
- (3) 活動で把握した問題等については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に示す記録様式に記載し、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (4) 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。
- (5) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- (6) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障がい防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

2 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

3 関係機関との連携の強化

- (1) 市は、災害時には以下の関係機関等と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

関係機関名	主な役割	県担当
DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）	災害死や健康二次被害を防ぐ	県保健医療部
DPAT（災害派遣精神医療チーム）	精神医療を支援する	県福祉部
DWAT（災害派遣福祉チーム）	福祉・心理的に支援する	
JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）	栄養・食生活を支援する	県保健医療部
JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）	リハビリテーションを支援する	

- (2) 支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。
- (3) 症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。
- (4) 本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

4 避難所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに関係機関と連携して生活環境の整備に努める。

- (1) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持

- (4) 精神保健に関する相談
- (5) 室温、換気等の環境
- (6) 睡眠、休養の確保
- (7) 居室、便所等の清潔
- (8) プライバシーの保護

5 避難所の感染症対策

- (1) 市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。
- (2) 避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。
- (3) 厚生労働省からDICT（災害時感染制御支援チーム）が派遣された場合は、県及び関係部局、関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- (4) 避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。

6 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難所での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次のとおり。

- (1) 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の要配慮者への指導、相談
- (2) 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- (3) 被災生活が長期にわたることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- (4) その他必要な指導、相談

7 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第3 精神衛生・心のケア対策

市、県、筑西保健所等は連携して心のケア活動を実施する。

1 DPATの派遣要請

市は、必要に応じてDPATの派遣を県に要請する。DPATは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療に当たるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

2 精神保健医療体制

- (1) 市及び筑西保健所は、連携して次のことを実施する。

- ア フェイズ1～2

心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時におけるDPATとの同行訪問

- イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供

ウ フェイズ4

(ア) 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）

(イ) PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 市及び筑西保健所は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

3 市における災害時のこころのケアへの対応

(1) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

(2) ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

(3) ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDPATの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

4 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第4 児童、高齢者、障がい者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分に配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の中にある様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

第5 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

第6 在宅避難者等への支援

1 生活支援の実施

避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等生活支援を行う。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、

正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

4 車中泊避難者への支援

車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合は、健康上の留意点等の広報や物資の配布、車中泊避難を行うためのスペースの設置などの支援方策の実施に努める。

第7 市外避難者への対応

市外へ避難した住民の安否確認及び情報提供については、全国避難者情報システムや市ホームページ等を利用して行う。全国避難者情報システムへの登録については、市ホームページ等を通じて、避難先の市町村に対してご自身の情報を提供するよう呼びかけを行う。

5-3 ボランティア団体等支援計画

■基本事項

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、ボランティアの協力を得ることにより被災者の早期の生活再建を図るものとする。

※本項の次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと。

区分	項目
医療	本章 第4節 4-9 医療・助産計画 第6 医療ボランティアの活用
語学	本節 5-6 要配慮者安全確保対策計画 第6 外国人に対する安全確保対策
アマチュア無線	本章 第2節 2-3 通信計画 第1 通信手段の確保 第3 災害時の通信手段の確保

■対策

第1 各主体の役割

1 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

なお、災害ボランティアセンターの設置・運営については、市社会福祉協議会を主体として、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、共同方として組織する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所を指定する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援

ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、常駐させる。また、同時に市災害対策本部へ市社会福祉協議会職員を受入れ、相互の情報共有を図る。

イ 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(3) ボランティア担当窓口の設置・機能

災害発生後、ボランティア担当窓口を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

3 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターは、センターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。

(2) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。

(3) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

(4) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

(5) その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

第2 災害ボランティアセンターの活動内容及びボランティアの区分

1 災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動のコーディネート（調整）等に必要な次の活動を行う。

- (1) 市及び関係機関からの情報収集
- (2) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティアの調整及び割り振り
- (6) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (7) 必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- (8) ボランティア保険加入事務
- (9) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (10) その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティアの区分

ボランティアの区分は、次のとおりとし、各ボランティアを必要とする被災地域、避難所、被災者等に派遣する。

(1) 職能による区分

ア 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報等を提供する。

イ 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士、障がい者や外国人等に対する専門的な知識や技能を活用するボランティアであり、必要物資等の提供企業も含むものとする。災害ボランティアセンターと調整窓口の担当班が協議し、受入を検討するものとする。

調整窓口の担当班	活動分野	主な個人・団体
保健班	医療・看護等	医師・看護師、薬剤師、歯科医師、接骨師、歯科衛生士
税務班	り災証明書発行に関する家屋調査	建築士
都市整備班	応急危険度判定	応急危険度判定士、建築士
福祉班	要配慮者支援	各種支援団体
	外国語通訳、翻訳、情報提供	茨城県国際交流協会等

(2) 所属による区分

ア 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

イ 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

第3 ボランティア活動の支援

1 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

2 活動拠点の提供等

- (1) ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。
- (2) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

■基本事項

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

■対策

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズの集約に努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持出、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、ひとり暮らし）、障がい者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など支援チーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

3 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他団体の設置する

窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

また、市の総合窓口を桜川市役所大和総合窓口に設置する。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害時における女性に特化した相談窓口の設置など女性の視点を踏まえた防災対策を推進する。

災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

『資料編 相談窓口』

第3 被災者への情報伝達

市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、車中泊避難等それぞれに配慮した伝達を行う。

1 テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

2 インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

3 インターネットの活用

インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール一斉配信サービス、市公式SNS等）を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

4 FAXの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT東日本、電器メーカー等の協力を得て、FAXを活用した生活情報の提供を行う。

5 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借りるなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

6 情報紙、広報紙の発行

市は、住民への提供情報を集約し、災害に関する情報をまとめた情報紙や広報紙を発行する。印刷を迅速に行うため、印刷業者との連携を図る。

7 立看板、掲示板の設置

市は、避難所等に立看板や掲示板を設置し、各種情報を提供する。

第4 安否情報の提供

- 1 市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。
- 2 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5-5 生活救援物資の供給

■基本事項

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

■対策

第1 給水計画

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによるものとする。

なお、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、市が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は市長（本部長）の責任において、担当班が実施する。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

2 飲料水の供給

救助法が適用された場合の飲料水の供給は同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが救助法が適用されない場合においても、これに準じて実施する。

水道班は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(1) 実施内容

ア 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

イ 飲料水供給の方法

(ア) 水道水の搬水給水

企業水道、簡易水道、会社及び個人等が所有する水道から給水タンク、補助タンク等をもって搬水し消毒の上給水を実施する。

(イ) ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、県、近隣市町、その他関係機関が所有するろ水器を利用してろ水し、薬品による消毒、検水ののち応急的に給水する。

(ウ) 要配慮者への配慮

高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

ウ 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議により、期間を延長することができる。

エ 供給のため支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当地域における通常の実費とする。

オ 給水量

1日1人3ℓ

応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

応急給水量等の目標設定例

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法	備考(水用途)
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	概ね1km以内 ^{※1}	拠点給水(耐震性貯水槽等)運搬給水を行う。	飲料等
7日 ^{※2}	20～30ℓ/人・日 ^{※3}	概ね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量(約250ℓ/人・日)	概ね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓及び共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

(注1) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

(注2) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。

また、住民等に対して日常から水の備蓄等と呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、住民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ/人・日とし、これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ/人・日とした。20ℓ/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道水以外で確保する。

カ 給水方法

(ア) 飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保する。

a 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク

車又は容器により運搬供給する。

b 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。

c 高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

(イ) 水道班は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

a 給水を必要とする人員

b 給水を必要とする期間及び給水量

c 給水する場所

d 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

e 給水車両借上げの場合は、その必要台数

f その他必要な事項

キ 応急給水の広報

応急給水実施について、給水の時間や場所などの内容を広報する。広報は、放送等のほか、文字情報等を活用し、確実に伝達できる方法を併用し実施する。

『資料編 上水道の状況、給水拠点及び給水能力、
応急給水資機材（給水車・給水タンク等）の配備状況一覧』

3 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第2 食料供給計画

災害により食料の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する計画とする。

1 実施機関

(1) 食料の供給は、市長（本部長）の責任において、担当班が実施する。

(2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、市長（本部長）は、知事に対し、応急米穀の緊急引渡しを要請する。

2 食料の調達

市が備蓄している食料を供出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 食料調達

被災者に対する食料の供給について第1次的には本市の備蓄食料を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食料等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。なお、調達が困難な場合には、知事にそのあっせんを依頼するが、連絡がつかない場合は、関東農政局茨城県拠点に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

『資料編 桜川市防災備蓄一覧』

3 食料の給与

市は、あらかじめ定めた食料供給計画に基づき、被災者等に対する食料の調達、供給を行う。

(1) 県、近隣市町への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。

ア 食料の供給要請等

市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- (ア) 供給あっせんを必要とする理由
- (イ) 必要な品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (エ) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (オ) その他参考となる事項

(2) 食料の集積地

食料の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食料の供給を行う。市は、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

(3) 食料の供給

食料の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食料の供給を行う。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定める。

(4) 供給品目

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

(5) 供給対象者

ア 避難所に避難している者

イ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

(6) 炊き出しその他による食品給与費の経費及び限度額

ア 経費内容

主食費、副食費、燃料及び雑費

イ 限度額

アの経費のうち雑費を除く合算額が救助法の定める1人1日の金額を限度とする。

ウ 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、資料編「避難場所、避難所、福祉避難所」の中から選定するが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出し可能とする。

『資料編 避難場所、避難所、福祉避難所』

エ 炊き出し要員

食料供給は、福祉班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種婦人団

体、ボランティア、避難者等の協力を得て実施する。

オ 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、市の備蓄器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

(7) 炊き出しその他による食品給与の期間

炊き出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内において3日以内を現物により支給する。

4 協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。

第3 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施機関

- (1) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与は市長（本部長）の責任において、担当班が実施する。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 実施の方法

救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、福祉班で行う。

(1) 給与又は貸与品目

ア 供給対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 物資供給範囲

- (ア) 寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り）
- (イ) 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ）
- (ウ) 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）
- (エ) 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
- (オ) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等）

- (カ) 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- (キ) その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等）

『資料編 桜川市防災備蓄一覧』

エ 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努める。

オ 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

カ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等には、ボランティア等に協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項について福祉班を通じて呼びかける。

- (ア) 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- (イ) 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。
- (ウ) 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わない。

(2) 記録簿等の作成

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

3 輸送拠点の開設等

(1) 集積地の指定、輸送拠点の開設

市はあらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

集積候補地

施設名称	住所	管理者	電話番号	FAX番号
桜川市岩瀬体育館 (ラスカ)	桜川市岩瀬 2685-14 番地	市スポーツ振興課	0296-75-6600	0296-75-6601

(2) 集積地の管理

市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

4 協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町に協力を要請する。

5-6 要配慮者安全確保対策計画

■基本事項

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

■対策

第1 実施機関

- 1 要配慮者関連施設利用者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、市長（本部長）の責任において、担当班が実施する。
- 3 市のみで困難な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する災害弱者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行う。

1 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

2 要配慮者関連施設利用者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、利用者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設利用者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町に応援を要請する。また、近隣の要配慮者関連施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者関連施設に受入先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者関連施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設利用者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気・ガス・水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第3 避難誘導対策

1 避難行動要支援者名簿による情報共有

災害時は避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。

2 避難誘導體制

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の避難支援等関係者の協力を得て、要配慮者に迅速に高齢者等避難等を伝達するとともに避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行う。

第4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

1 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

2 搬送体制の確保

要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員・ホームヘルパー・点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等、及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料・飲料水・生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など在宅療養の支援者等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

7 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

市は、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため必要がある場合は、県に対して、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行う。

第5 児童に係る対策

- 1 市は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 2 市は県とともに、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第6 外国人に対する安全確保対策**1 外国人の避難誘導**

市は、県及び県国際交流協会を通じて語学ボランティアに協力を要請し、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供**(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供**

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ・情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、桜川市情報メール斉配信サービス、市公式SNS等）等を活用して外国語

による情報提供に努める。

(3) 県や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

市は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、県や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

4 外国人相談窓口の開設

速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、市は相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

第7 避難所等での配慮

- 1 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに安否確認を行う。
- 2 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。
- 3 視覚・聴覚障がい者に対しては、的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提供を行うよう努める。
- 4 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。
- 5 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等への一時避難ができるよう事前に協定等を締結しておくよう努める。
- 6 仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては、要配慮者世帯を優先して入居させる。

5-7 文教対策計画

■基本事項

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会は学校等と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

■対策

第1 児童生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。
- (3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- (4) 市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

2 児童生徒等の避難等

- (1) 実施責任者
実施責任者は小・中学校は校長、保育園・幼稚園、認定こども園は園長とする。
- (2) 避難指示等
校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。
- (3) 避難の誘導
校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める学校防災計画に基づき誘導を行う。
なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。
- (4) 下校時の危険防止
校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。
なお、通学路の安全について、日頃から点検に努める。
- (5) 校内保護
校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずる。この場合、速やかに市教育委員会に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。連絡を受けた市教育委員会は、市災害対策本部及び学童担当部署へ伝達し、情報共有を図る。
また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保

護者への引渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

(6) 保健衛生

市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

第2 応急教育

1 教育施設及び授業

市教育委員会は、教育施設等を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教育施設の応急復旧対策

被害の発生した学校、幼稚園は、災害の多少を問わず次のような措置を講じる。

- (1) 被害の軽易な復旧については、校長等が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞なく学校教育班に報告する。
- (2) 業者を必要とする被害の復旧については、学校教育班の指示を受け応急復旧を行う。
- (3) 被害を受けた部分については、本工事を実施する前に校長等は、学校教育班の指示を受け、一時的な復旧作業を行う。
- (4) 被害の状況によっては、職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。
- (5) 校舎が全壊した場合等は、教育計画に基づき、体育館の仮間仕切、仮便所等の設置等を実施する。
- (6) 被害の発生した歴史民俗資料館等社会教育施設及び文化財には、(2)に準じた措置を行う。

3 応急教育実施の予定場所

校長等は、教育施設や児童生徒等の被災状況によって教育実施に困難をきたしたときは、適当な教育施設を確保するため緊急にして適切な措置を講じるとともに逐次、実施の状況を学校教育班へ報告する。

4 応急教育方法

- (1) 校長等は、教育施設や児童生徒等の被災状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講じるとともに実施の状況を逐次学校教育班へ報告する。

(2) 応急教育方法を実施するに当たり、次の事項に留意する。

- ア 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
- イ 児童生徒等の通学の安全を期するための適切な措置と指導
- ウ 児童生徒等の衛生、保健管理上適切な措置と指導

5 教材、学用品の調達及び配給の方法

- (1) 校長等は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を逐次、学校教育班に報告する。
- (2) 学校教育班は、市災害対策本部及び県災害対策本部と連絡をとり、被災並びに補給の状況を報告するとともに教材、学用品の確保並びに配給について適切な措置を講じる。
- (3) 通常の場合、県（教育庁・教育委員会、権限を委任された場合は市長）が、各校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

6 給与の方法

- (1) 市長（本部長）は、校長等からの報告により、学用品を一括購入し、校長等に配布する。
- (2) 前号により配布を受けた校長等は、これを児童生徒等に交付する。
- (3) 市長（本部長）は、学校教育班と被災の状況を調整する等、各学校相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。
- (4) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

7 学校給食等の措置

- (1) 災害地域における学校給食の応急措置について、応急的に当該学校の児童生徒等に対して臨時的に政府あっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して、学校給食を実施する場合は、県教育委員会に協議する。
- (2) 学校給食の実施に当たっては、市教育委員会はその実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食、未実施の別）及び実施期間について県教育委員会へ報告する。
- (3) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

8 児童生徒等の健康管理

- (1) 被災児童生徒等への心のケア
 - ア 教職員によるカウンセリング
 - イ 電話相談等の実施
 - ウ 教育相談センター、県精神保健福祉センター、こどもセンター等の専門機関との連携
- (2) 教職員の心の健康管理
 - ア グループワーク活動の展開
 - イ 災害救急医療チーム派遣制度の確立

9 教育実施者の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講じる。

- (1) 複式授業の実施
- (2) 二部授業の実施
- (3) 非常勤講師又は臨時講師の発令

(4) 教育委員会事務局職員の応援

10 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講じる。

- (1) 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
- (2) 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

第3 文化財の応急対策計画

文化財は、貴重な国民的財産であることから、所有者及び管理者は、文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、直ちに消防本部及び市教育委員会に通報するとともに被災の防止又は被害の縮小に努める。

また、消防本部及び関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して措置を講ずる。

5-8 帰宅困難者対策計画

■基本事項

災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

■対策

第1 各機関の取組

帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

また、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、対応を徹底する。徒歩や代替交通手段等での帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

1 市の取組

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め体制を構築しておく必要がある。市と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進する。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

2 企業の取組

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努める。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努める。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努める。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置付け

企業等は、事業継続計画（BCP）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努める。

第2 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

第3 各学校の取組

1 交通事業者との連携

日頃から児童生徒等の通学手段を把握し、公共交通を使用する児童生徒等の人数等の情報を、災害時に速やかに公共交通鉄道事業者提供できるよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3 飲料水等の備蓄

必要な水、食糧料、毛布などの物資の備蓄に努める。

5-9 義援物資対策

■基本事項

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

■対策

第1 義援物資の供給

- 1 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2 市は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。
- 3 ボランティア等と連携、協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。
- 4 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効率的な配布を行う。
- 5 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- 6 受入物資を配布するとともに、物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

第2 義援物資の受入れ及び保管

受入れ・照会窓口を開設し、受入要員を配置するとともに受入物資リストを作成する。受入れた物資は、集積拠点に輸送し保管する。

5-10 愛玩動物の保護対策

■基本事項

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、市は、県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

■対策

第1 市の役割

1 動物同伴施設の設置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

2 相談窓口の設置

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。

3 避難訓練時の配慮

避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

4 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護については、県動物指導センターを中心として行われる。

市は、愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に協力する。

第2 飼い主の役割

1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

■基本事項

市内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■対策

第1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号（救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
39,122人（令和2年国勢調査）	60世帯

2 基準2号（救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
39,122人（令和2年国勢調査）	30世帯

3 基準3号（救助法施行令第1条第1項第3号）

県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

4 基準4号（救助法施行令第1条第1項第3号後段、第4号）

市の被害が上記1、2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。

第3 救助法の適用手続き

- 1 市長（本部長）は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、県西県民センター県民福祉課を経由し、知事に対して報告する。
- 2 知事は、市長（本部長）の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第4 救助法による救助

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長（本部長）が行うこととする。

なお、市長（本部長）は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりである。

『資料編 災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表』

第5 救助法に基づく救助費用の申請

1 救助法に基づく救助費用の申請

救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知事に申請する。

2 救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

救助法が適用されない場合において、市長（本部長）が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

第6 郵便事業に係る特別扱い

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。
なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

5 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

7-1 建築物の応急復旧

■基本事項

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

■対策

第1 建築物等の応急危険度判定

市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士の派遣を県に要請する。

1 判定の基本的事項

- (1) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- (2) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- (3) 判定結果の責任については、市が負う。

2 判定の関係機関

- (1) 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- (2) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3 判定作業概要

- (1) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- (2) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (3) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (4) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。
- (5) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (6) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- (7) 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

第2 被災宅地の危険度判定

市は、地震等による二次災害を防止するため、被災宅地判定士の派遣を県に要請する。

1 判定の基本的事項

- (1) 被災宅地危険度判定は、市長（本部長）の責任において、担当班が実施する。
- (2) 県は、市の要請により、市域における危険度判定活動を支援する。
- (3) 判定結果の責任については、市長（本部長）が負う。

2 判定の関係機関

- (1) 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- (2) 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3 判定作業概要

- (1) 判定作業は、市長（本部長）の責任において、担当班の指示に従い実施する。
- (2) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- (3) 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- (4) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- (5) 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

第3 住宅の応急修理

1 基本事項

(1) 修理対象世帯

応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

(3) 修理時期

応急修理は、災害発生から3月以内に完了するものとする。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。

2 資材調達

市において、資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第4 応急仮設住宅の提供

1 基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自ら

の資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。建設型応急住宅の着工は災害発生の日から20日以内とし、また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、その供与期間はいずれも2年以内とする。

3 賃貸型応急住宅

県は借上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市へ提供し、市は必要な民間賃貸住宅の借上げを行う。

4 建設型応急住宅

(1) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

(2) 設置場所の提供等

ア 設置場所の提供

国、県及び市は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国有地又は県・市の公有地を提供する。

イ 設置場所

設置予定場所は、国有地又は県・市の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(3) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

(4) 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設し、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は県が行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じ市が委任を受けて行う。

7-2 土木施設の応急復旧

■基本事項

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

■対策

第1 道路の応急復旧

1 市、県の措置

(1) 応急措置

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカー等により巡視を実施する。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

2 関東地方整備局の措置

(1) 応急措置

被害状況を速やかに把握するため、パトロールカー等による巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

3 東日本高速道路株式会社の措置

(1) 応急措置

大震災が発生した場合には、速やかに会社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、会社職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに概ね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

路線名	I C間	特別巡回基準 (状況把握点検)	通行規制基準	
			速度規制協議	通行止
北関東自動車道	桜川筑西～水戸南	計測震度 4.0以上～5.5未満	計測震度 4.0以上～5.0未満	計測震度 5.0以上

(2) 応急復旧対策

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

1 組織及び動員

水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

2 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、関係箇所に連絡する。

県及び鉄道沿線自治体については、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察機関その他の防災関係機関に連絡する。

3 応急措置の実施

(1) 初動措置

ア 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行う。

イ 乗務員の措置

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(2) 旅客の救出救護

旅客を安全な場所に誘導し避難させるとともに、状況により、警察署、消防署に救援を要請する。

(3) 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所の代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

4 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部及び現地災害対策本部が迅速的確に行う。

第3 その他土木施設の応急復旧

1 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊・崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門、

排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

2 農地・農業用施設の応急復旧

災害により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

市は、農道、農地、農業用排水施設、農業用ため池施設の確認・点検を行う。土地改良区は、農業用用水施設、幹線管水路施設の確認・点検を行う。

(2) 用水の確保

市は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

3 森林、林業用施設の応急復旧

災害により森林、林業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

市は、森林、林道、林業用施設の確認・点検を行う。

(2) 林道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

7-3 ライフライン施設の応急復旧

■基本事項

上水道、電力、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市的生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

■対策

第1 上水道施設

1 上水道停止時の代替措置

本章 第5節 5-5 第1「給水計画」による。

2 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的に被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

3 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(1) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(2) 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(3) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

4 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請す

る。

5 住民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第2 下水道施設

1 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲み取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(3) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3 電力施設

1 応急復旧の実施

(1) 通報、連絡

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

(ア) 一般情報

(イ) 当社被害情報

イ 情報の集約

ウ 通話制限

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

イ 対策要員の広域運営

(5) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

イ 輸送

ウ 復旧資材置場等の確保

(6) 災害時における危険予防措置

(7) 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

イ 応急工事基準

(8) 復旧計画

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 電力系統の復旧方法

オ 復旧作業の日程

カ 仮復旧の完了見込

キ 宿泊施設、食料等の手配

ク その他必要な対策

(9) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）

設備名	復旧順位
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

第4 電気通信施設

1 電話停止時の応急措置

(1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(3) 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル171を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザ（緊急通信受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

3 復旧を優先する電気通信サービス

- (1) 電話サービス（固定系・移動系）
- (2) 総合デジタル通信サービス
- (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。）
- (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）
- (5) 衛星電話サービス

4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	2に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他のサービスについては3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1か月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1か月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努める。

第5 LPガス供給施設

LPガス販売事業者は、災害からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するとともに、震災時におけるLPガス施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努める。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じる。

2 LPガス販売事業者の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先において災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、桜川警察署及び消防本部等関係機関に協力し災害の鎮静に努め、災害が沈静化した後は、全力で復旧に努める。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努める。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努める。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底する。

(4) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄して

いる復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

7-4 災害廃棄物の処理

■基本事項

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期すため、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定し、その不断の見直しを行う。

■対策

第1 廃棄物処理の実施

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理

ア 市は、被災状況を的確に把握した上で、桜川市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める。

イ 市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

ウ 災害廃棄物の処理に当たっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

(2) 広域処理

市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求める。

(3) 作業体制の確保

市は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町、廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

(4) 処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 住民への広報

市は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

ウ 処理の実施

市は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

(5) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

市は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

(6) 連携体制の確保

市は、必要に応じ災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

(7) 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第2 ごみ及びし尿等の処理

1 ごみ処理

(1) ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し廃棄物処理計画を策定する。

(2) 住民への広報

市は、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(3) 処理の実施

市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にてできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(4) 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保

市は、ごみの収集運搬体制の構築及び適切な仮置き場の確保を行う。その際、必要があれば県より情報の提供等の協力を受ける。

『資料編 ごみ処理施設』

2 し尿処理

(1) 災害時におけるし尿処理

ア 災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

イ し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

ウ 市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。

エ 損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

(2) 広域処理

市は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

(3) 処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

ウ 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区ごとに仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

エ 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努める。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(4) し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

『資料編 し尿処理施設』

3 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には筑西保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をする。

7-5 防疫計画

■基本事項

本計画では、被災地で発生する感染症の予防を図るための対策について定める。

なお、本計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第3章 第7節 7-6「防疫計画」の定めるところによるものとする。

■対策

第1 防疫活動

1 防疫組織の設置

市は、感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

2 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、筑西保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

3 防疫計画及び対応策

市は、県の協力を得て、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

4 消毒薬品・器具機材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町の協力を求める。

5 防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

6 予防教育及び広報活動の実施

市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

7 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を筑西保健所長に報告する。

(1) 被害状況

(2) 防疫活動状況

- (3) 防疫活動に必要な物品及び経費
- (4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

8 その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫実施要項」により行う。

第2 医療ボランティア

市は県と連携し、必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

7-6 障害物の除去計画

■基本事項

本計画では、地震発生時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ及びがけ崩れ等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等が住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

なお、本計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第3章 第7節 7-7「障害物の除去計画」の定めるところによるものとする。

■対策

第1 実施機関

障害物の除去は、市長（本部長）の責任において、担当班が実施する。ただし、救助法適用時は知事が自ら行うことを妨げない。市のみで困難な場合は、近隣市町・県・国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は、地元土木建築業者等の協力を得て除去を実施する。

また、市のみでは処理が困難な場合は、近隣市町、県その他関係機関に対し協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、市内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

3 河川関係障害物の除去

河川管理者は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、危険が認められる場合は除去を実施する。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

7-7 行方不明者等捜索及び遺体の埋葬計画

■基本事項

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

■対策

第1 実施機関

行方不明者・遺体の捜索、収容及び埋葬は、市長（本部長）の責任において、担当班が警察、消防機関等の協力を得て行う。

ただし、救助法が適用された場合は、市及び県が連携して実施する。

第1 行方不明者等の捜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、警察、消防本部、消防団、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。

市のみでは十分な対応ができない場合、市は、県、近隣市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

第2 遺体の処理

遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。

遺体が多数にのぼる等、市のみでは対応が困難な場合には、県を通じて近隣市町に応援を要請するものとする。

1 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

2 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県、日赤茨城県支部等は救護班の検案活動に協力するものとする。

3 遺体の収容（安置）、一時保存

検視等、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

（1）遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、神社、公共建物、公園等）に遺体の収容所及び検視場所を設置する。

被害が大きい場合は、市のみでは遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町に、設置、運営の協力を要請する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。不足する場合は、県に要請し、必要量を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

第3 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

身元の判明しない遺骨は、市営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

『資料編 火葬場』

第4章 震災復旧・復興計画

1-1 義援金品の募集及び配分

■基本事項

大規模災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講じる。

■対策

第1 義援金品の募集及び受付

市、県、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般住民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、市ホームページや新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求める。

第2 義援金品の保管

一般住民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、県により、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

第3 義援金品の配分

1 配分方法の決定

委員会において、各受付機関で受付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上、決定される。

2 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

1-2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

■基本事項

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

■対策

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障がいを受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「桜川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第95号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、災害発生後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
災害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障がいを受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの

災害の程度	⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	① 生計維持者が障がいを受けた場合 250 万円 ② その他の者が障がいを受けた場合 125 万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

災害援護資金の貸付

対象災害	・ 県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害		
支給額	① 世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	
	② 家財の 1/3 以上の損害	150 万円	
	③ 住居の半壊	170(250) 万円	
	④ 住居の全壊	250(350) 万円	
	⑤ 住居の全体が滅失	350 万円	
	⑥ ①と②が重複	250 万円	
	⑦ ①と③が重複	270(350) 万円	
	⑧ ①と④が重複	350 万円	
()は特別の事情がある場合			
貸付条件	所得制限	世帯人数	市民税における総所得
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住所が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。		
貸付利率	年 3 % (据置期間中は無利子)		
据置期間	3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)		
償還期間	10 年 (据置期間を含む。)		
償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)		

第 2 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>(1) 一の市町村の区域内において、5 世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害</p> <p>(2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害</p> <p>ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。</p> <p>(1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者</p> <p>(2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者</p> <p>(3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第 3 条第 2 項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</p>
支給額	<p>・ 死亡 1 人当たり 10 万円</p> <p>・ 重度障がい 1 人当たり 5 万円</p> <p>・ 住家全壊 1 世帯当たり 5 万円</p>

	・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県 (10/10)

第3 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

対象となる災害規模	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な自然災害 ・「災害弔意金の支給等に関する法律」が適用された地域であっても被害の程度が同法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合
-----------	---

福祉資金 福祉費

具体的経費	被災した住宅を復旧するための経費等
貸付限度額	1,500,000円以内
貸付利率	無利子、ただし連帯保証人を立てない場合は年利1.5%
据置期間	6月以内
償還期間	7年以内
その他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。

福祉資金 緊急小口資金

具体的経費	被災したことにより生活費が一時的に不足した場合
貸付限度額	100,000円以内
貸付利率	無利子
据置期間	2月以内
償還期間	1年以内
その他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。

第4 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、茨城県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

住宅資金	貸付対象者	母子父子家庭の母、父又は寡婦
	貸付限度	150万円以内（特に必要と認められる場合200万円以内）
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）

第5 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める。）
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合又は金融機関連合会

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	12年以内（共同利用施設は15年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会
その他	市長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対する、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

償還期限	<共同利用施設> 20年（据置期間3年を含む。）以内 <主務大臣指定施設> 果樹の改樹等25年（据置期間10年を含む。）以内 その他15年（据置期間3年を含む。）以内
貸付利率	公庫所定の利率による
貸付限度額	<共同利用施設> 貸付対象事業費の80% <主務大臣指定施設> 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
担保	保証若しくは担保
その他	株式会社日本政策金融公庫のほか、農、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申込み可能市が発行する「り災証明書」が必要

4 農業災害補償

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第6 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第7 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

1 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,500万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	ア 木造（一般）25年以内 イ 耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

2 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	ア 新築住宅 原則2,470万円以内（土地取得資金を含む。） イ リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む。）
償還期間	25～35年以内

3 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660万円
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

1-3 租税、公共料金等の特例措置

■基本事項

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を推進していくものとする。

■対策

第1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 その他公共料金の特別措置

1 郵政事業

本編 第3章 第6節 第6 「郵便事業に係る特別扱い」による。

2 通信事業

(1) 電気通信事業者

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(2) 携帯電話事業者

N T T ドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

3 電気事業

救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

1-4 雇用対策

■基本事項

災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国が推進していく職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策について、市は住民への広報等を適切に対応していくものとする。

■対策

第1 離職者への措置

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

1 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

2 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

3 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

4 労働者のあっせん

救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置【国（公共職業安定所）】

1 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

2 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

第3 被災事業主に関する措置

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

1-5 住宅建設の促進

■基本事項

市は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のために行う災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を、県の指導、支援を適切に受けて行う。

市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

■対策

第1 住宅建設の促進

1 市と県の役割

市は、市のみで対応可能かどうかを含めて県と協議し、市と県の役割分担を決定する。また、県による市への支援内容も決定するものとする。

2 建設計画の作成

市は、県の助言・指導を受け、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

3 事業の実施

市及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

4 入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

1-6 被災者生活再建支援法の適用

■基本事項

市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

■対策

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)、(3)及び(4)に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照

第2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- 2 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- 3 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援

法施行令第1条第3号)

- 4 1又は2に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- 5 3又は4に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で1～3に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- 6 3又は4に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、その自然災害により5(人口5万人未満の市町村にあっては2)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第6号)

第3 支援法の適用手続き

1 市の被害状況報告

市長(本部長)は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1)) 解体(第1-1-(2)) 長期避難(第1-1-(3))	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊 (第1-1-(5))	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1)) 解体(第1-1-(2)) 長期避難(第1-1-(3))	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊 (第1-1-(5))	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

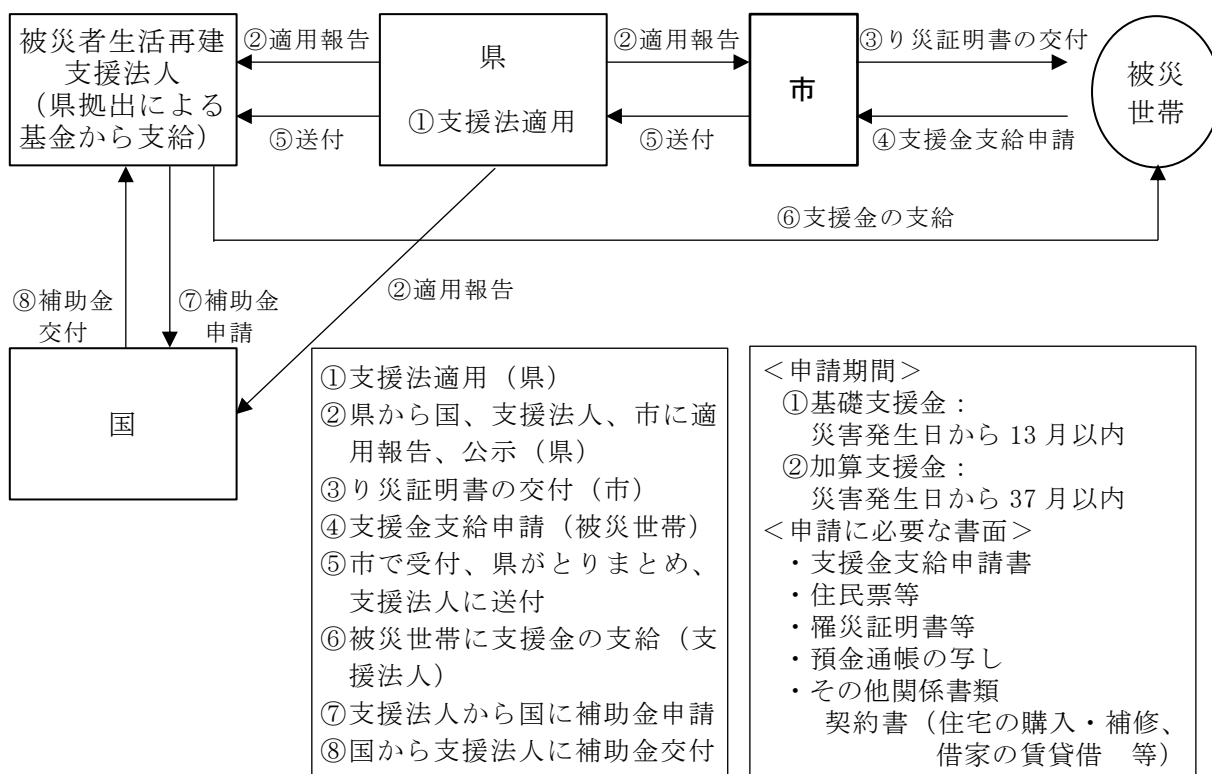
2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) り災証明書類

3 支給申請書等のとりまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。



第6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

1 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

1-7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

■基本事項

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、被災者生活再建支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

■対策

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（(2)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）
- (5) 当該自然災害により住家が半壊した世帯（(2)、(3)及び(4)に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照

第2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- 1 県内において被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 2 県内において被災者生活再建支援法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

第3 補助事業の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃借		25	25
半壊		20		20

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借		18.75	18.75
半壊		15		15

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) り災証明書類

第6 支援金の支給

市において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

■基本事項

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

■対策

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設事業復旧計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて、市は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をもって、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市及び防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する災害査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定の基準や手続き等については、本章 第3節「激甚災害の指定」による。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第4 解体、がれき処理

1 作業体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。

また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

2 処理対策

(1) 状況把握

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

(2) 処理の実施

市は、上記(1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(3) 集積地の確保

市及び県は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して集積地の確保を要請する。

3 再生利用の促進

災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努める。

4 災害廃棄物処理事業との連携

堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努める。

■基本事項

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

■対策

第1 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

激甚災害基準

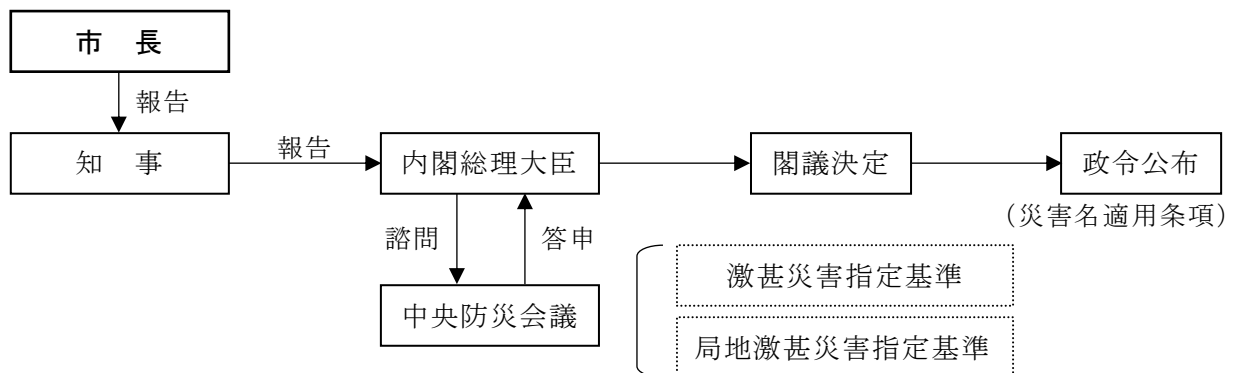
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>（A基準） 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5</p> <p>（B基準） 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3</p>
<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 5</p> <p>（B基準） 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100 分の 1</p>
<p>法第12条、第13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。） × 100 分の 0.2</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2</p> <p>(2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 1,400 億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸以上</p> <p>（B基準） 次の1、2のいずれかに該当する被害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上
法第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

第 2 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。



■基本事項

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

2 事前復興対策の実施

復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

3 市、県、国の密接な連携

復興は、市、県、国の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、市、県間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、市、県、国間が密接に連携することが必要である。

4 民意の反映

復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性を始めとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮する。

■対策

第1 事前復興対策の実施

1 復興手順の明確化

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

2 復興基礎データの整備

市及び県は、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

第2 復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第3 復興方針・計画の策定

1 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

第4 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

市は、復興に関する専管部署を設置する。

(2) 震災復興事業の実施

市は、復興に関する専管部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。